

都市建設委員会審査日程表

日 時 令和2年6月9日(火)

午前10時開議

場 所 第3・4委員会室

- 第1 議案第45号 令和2年度流山市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第2 議案第49号 訴えの提起について
- 第3 議案第46号 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第47号 市道路線の認定について
議案第48号 市道路線の廃止について
- 第5 所管事務の継続調査について

議案資料

東葛病院

大字下花輪

主要地方道松戸野田線

三輪野山5丁目

主要地方道越谷
流山線バイパス

消防本部

三輪野山1丁目

工事箇所



事業概要

事業名	三輪野山配水管切り回し工事
概要	実施設計委託 一式 仮配管延長 L=106.6m(φ200)

令和2年流山市議会第2回定例会提出議案

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- 2 地区計画区域図・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
- 3 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
新旧対照表 抜粋・・・・・・・・資料3
- 4 中野久木・小屋・北物流施設地区地区計画書・・・・資料4
- 5 パレットコート松ヶ丘地区地区地区計画書・・・・資料5
- 6 おおたかの森HITOKIWA地区地区計画書・・・・資料6

建築条例について

建築条例とは、建築基準法第68条の2の規定に基づき、建築物の敷地、構造、用途等について市町村が条例で定めるものです。

地区計画で定められた地区整備計画の内容を建築基準法上の制限に加えて、建築確認の審査対象とします。地区計画は届出・勧告制という強制力を伴わない規制ですが、これにより地区計画の目的をより確実に担保します。

これまでに41の地区整備計画区域が定められており、今回の改正は新たに都市計画決定された3つの地区について追加するものです。

中野久木・小屋・北物流施設地区地区計画

都市計画決定：流山市告示第3号 平成31年1月15日

- ・用途の制限
- ・敷地面積の最低限度
- ・壁面の位置
- ・高さの最高限度

パレットコート松ヶ丘地区地区計画

都市計画決定：流山市告示第13号 令和2年1月31日

- ・用途の制限
- ・容積率の最高限度
- ・敷地面積の最低限度
- ・壁面の位置

おおたかの森HITOKIWA地区地区計画

都市計画決定：流山市告示第61号 令和2年4月7日

- ・用途の制限
- ・容積率の最高限度
- ・敷地面積の最低限度
- ・壁面の位置
- ・高さの最高限度

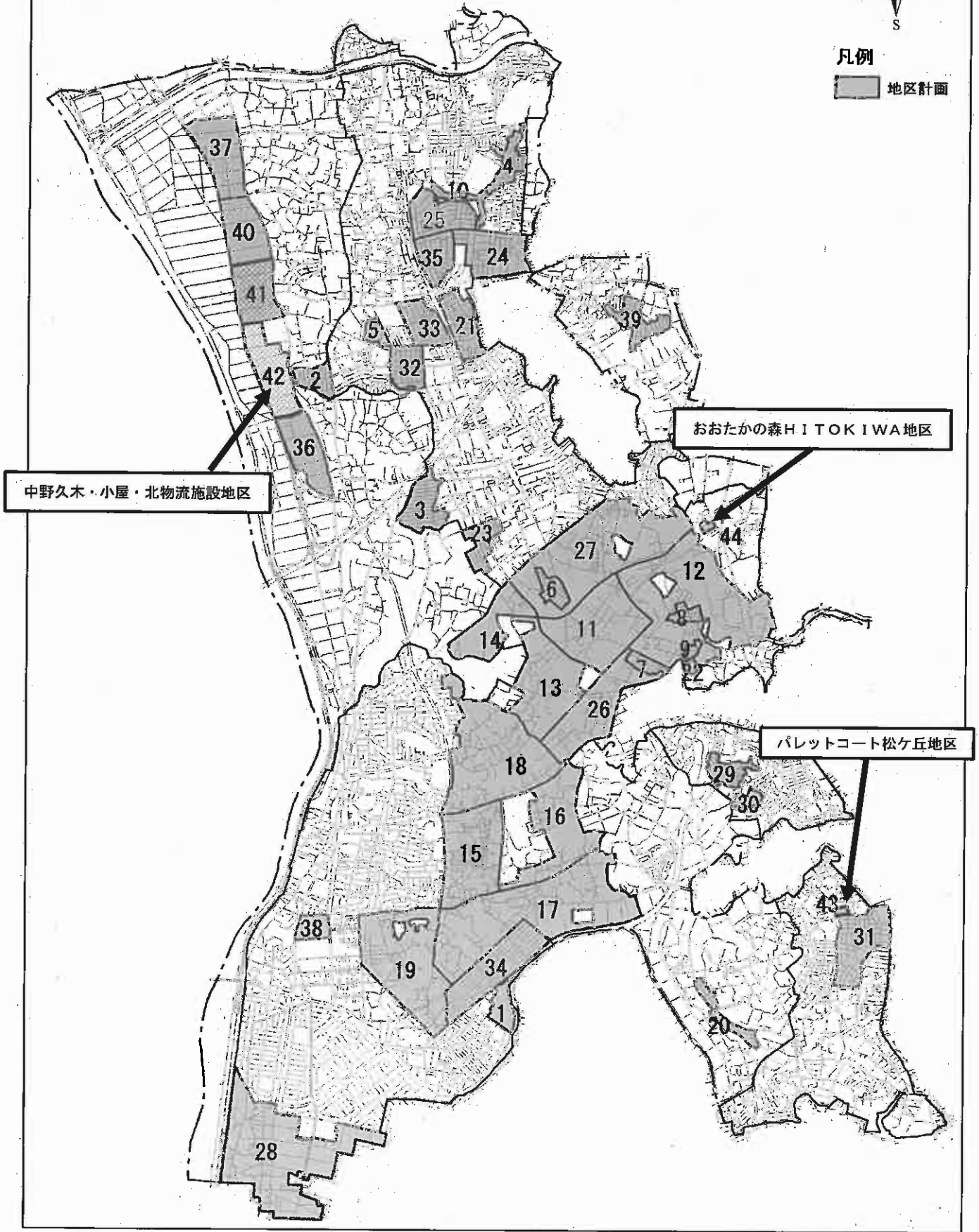
その他 誤字訂正

流山市の地区計画区域図



凡例

地区計画



流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年流山市条例第37号）新旧対照表 抜粋

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）	名称	名称	区域
	(中略)		(中略)
	中野久木・小屋・北物流施設地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された中野久木・小屋・北物流施設地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域	
	パレットコート松ヶ丘地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたパレットコート松ヶ丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域	
	おおたかの森HITOKIWA地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたおおたかの森HITOKIWA地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域	

改正後		改正前	
別表第2 (第5条、第15条関係)		別表第2 (第5条、第15条関係)	
ア	イ	ア	イ
区域の名称	地区の名称	区域の名称	地区の名称
(中略)		(中略)	
中野久木・小屋・北 物流施設地区地区 整備計画区域		ウ	ウ
		建築してはならない建築物	建築してはならない建築物
		以下に掲げる建築物以外の建築物 (1) 輸送、保管、荷捌き、流通加工 (物資の流通の過程における簡易な加工をいう。) その他の物資の流通に係る業務の用に供する倉庫、工場又は事務所 (2) 店舗 (専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。) 又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの (3) 前2号に掲げる建築物に附属するもの (4) 調整池の揚排水に必要な施設 (5) 公衆便所又は休憩所 (1) 長屋及び共同住宅で3戸以上のもの (2) 寄宿舍又は下宿 (3) 公衆浴場 (4) 畜舎 以下に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての住宅 (長屋建ての住宅を除く。) (2) 診療所又は診療所兼用住宅 (動	
パレットコート松 ヶ丘地区地区整備 計画区域			
おおたかの森HI TOKIWA地区 地区整備計画区域			

<p>物病院を除く。)</p>	<p>(3) 一戸建ての住宅で次のいずれかの用途を兼ねるものうち、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、これらの用途に供する部分の合計が50平方メートル以下のもの</p>
<p>ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p>	<p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p>
<p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗</p>	<p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p>
<p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営む</p>	

改正前

改正後

パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋
その他これらに類するもの（原
動機を使用する場合にあって
は、その出力の合計が0.75
キロワット以下のものに限る。）
カ 学習塾、華道教室、囲碁教室
その他これらに類する施設
キ 美術品又は工芸品を製作する
ためのアトリエ又は工房（原動
機を使用する場合にあっては、
その出力の合計が0.75キロ
ワット以下のものに限る。）
(4) 自治会館、自治会用倉庫その他
地区住民のための公共・公益上必
要な建築物（法別表第2（い）の
項第9号に規定する建築物に限
る。）
(5) 前各号の建築物に附属するもの
で車庫及び物置

改正後		改正前	
別表第3 (第7条、第15条関係)		別表第3 (第7条、第15条関係)	
ア	イ	ア	イ
区域の名称	地区の名称	区域の名称	地区の名称
(中略)		(中略)	
ウ	ウ		ウ
建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最高限度		建築物の容積率の最高限度
パレットコート松ヶ丘 地区地区整備計画区域		12/10	
おおたかの森HITO KIWA地区地区整備 計画区域		12/10	
別表第4 (第9条、第15条関係)		別表第4 (第9条、第15条関係)	
ア	イ	ア	イ
区域の名称	地区の名称	区域の名称	地区の名称
(中略)		(中略)	
ウ	ウ		ウ
建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度		建築物の敷地面積の最低限度
中野久木・小屋・北物流 施設地区地区整備計画 区域		30,000平方メートル。 ただし、次に掲げる建築物に ついては、この限りでない。 (1) 調整池の揚排水に必要 な施設 (2) 公衆便所又は休憩所	
パレットコート松ヶ丘 地区地区整備計画区域		135平方メートル	
おおたかの森HITO KIWA地区地区整備 計画区域		135平方メートル	
(中略)		(中略)	

改正後			改正前		
別表第5 (第11条関係)		別表第5 (第11条関係)			
ア	イ	ウ	ア	イ	ウ
区域の名称	地区の名称	壁面の位置の制限	区域の名称	地区の名称	壁面の位置の制限
(中略)					
平方・中野久木物流施設 地区地区整備計画区域		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、1号壁面線（平方・中野久木物流施設地区地区整備計画において1号壁面線として定められた壁面線をいう。）において、道路境界線から2.5メートル以上、2号壁面線（平方・中野久木物流施設地区地区整備計画において2号壁面線として定められた壁面線をいう。）において、道路境界線から1.5メートル以上とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。 (1) 調整池の揚排水に必要な施設 (2) 公衆便所又は休憩所 (3) <u>安全保安員詰所</u> で高さが3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下のもの	平方・中野久木物流施設地区地区整備計画区域		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、1号壁面線（平方・中野久木物流施設地区地区整備計画において1号壁面線として定められた壁面線をいう。）において、道路境界線から2.5メートル以上、2号壁面線（平方・中野久木物流施設地区地区整備計画において2号壁面線として定められた壁面線をいう。）において、道路境界線から1.5メートル以上とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。 (1) 調整池の揚排水に必要な施設 (2) 公衆便所又は休憩所 (3) <u>安全保安員詰所</u> 等が高さが3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下のもの

改正後	改正前
<p>中野久木・小屋・北物流施設地区地区整備計画区域</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、1号壁面線（中野久木・小屋・北物流施設地区地区整備計画において1号壁面線として定められた壁面線をいう。）において、道路境界線から2.5メートル以上、2号壁面線（中野久木・小屋・北物流施設地区地区整備計画において2号壁面線として定められた壁面線をいう。）において、道路境界線から1.5メートル以上とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。</p> <p>（1）調整池の揚排水に必要な施設</p> <p>（2）公衆便所又は休憩所</p> <p>（3）安全保安員詰所で高さ3メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下のもの</p>

改正前	改正後
	<p>パレットコート松ヶ丘 地区地区整備計画区域</p> <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線及び道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下である建築物の部分</p> <p>(2) 出窓で、床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、周囲の外壁からの水平距離が50センチメートル以下のもので、見付面積の2分の1以上が窓であること</p> <p>(3) 車庫等で、高さが3メートル以下、かつ、床面積の合計が30平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 物置等で、軒の高さが2.3メートル以下、かつ、床面積の合計が5平方メートル以下のもの</p>

改正後	改正前
<p>おおたかの森HITO KIWA地区地区整備 計画区域</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下である建築物の部分</p> <p>(2) 出窓で、床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、周囲の外壁からの水平距離が50センチメートル以下の1以上が窓であること</p> <p>(3) 車庫等で、高さが3メートル以下、かつ、床面積の合計が30平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 物置等で、軒の高さが2.3メートル以下、かつ、床面積の合計が5平方メートル以下のもの</p>

改正後		改正前	
別表第6 (第13条関係)		別表第6 (第13条関係)	
ア	イ	ア	イ
区域の名称	地区の名称	区域の名称	地区の名称
(中略)		(中略)	
中野久木・小屋・北物流 施設地区地区整備計画 区域			
おおたかの森HITO KIWA地区地区整備 計画区域			
	建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最高限度
	31メートル		ウ
	10メートル		

流山市告示第 3 号
平成 31 年 1 月 15 日

流山都市計画地区計画の決定（流山市決定）

都市計画中野久木・小屋・北物流施設地区地区計画を次のように決定する。

名 称	中野久木・小屋・北物流施設地区地区計画
位 置	流山市大字中野久木字宮下及び字田苗下、大字小屋字土深割並びに大字北字赤坂の各一部の区域
面 積	約 19.7 ha
地区計画の目標	<p>中野久木・小屋・北物流施設地区は、常磐自動車道流山インターチェンジの北約 1.5 km に位置しており、地区の東側には斜面樹林、西側には田園が広がる自然的景観が形成されている。</p> <p>また、当該地区周辺においては、物流業務施設の整備が進められているところであり、交通の利便性を活かした物流業務施設の立地を適正に誘導するとともに、自然的環境と調和した産業・流通の拠点の形成を目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>(土地利用の方針)</p> <p>常磐自動車道流山インターチェンジ及び主要地方道松戸・野田線（旧松戸野田有料道路）の広域交通網への利便性を活かした物流業務施設を誘導するとともに、自然的景観である周辺環境と調和した土地利用を図る。</p> <p>(建築物等の整備の方針)</p> <p>地区の環境を阻害する建築物等の用途の制限を行うとともに、自然的景観等の周辺環境と調和を図るため、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限並びにかき又はさくの構造の制限を行う。</p> <p>(地区施設の整備の方針)</p> <p>市の治水の計画に基づき、雨水調整機能を確保するため、公共空地（調整池）を配置する。なお、地区施設の整備については、開発事業者が行うものとする。</p>

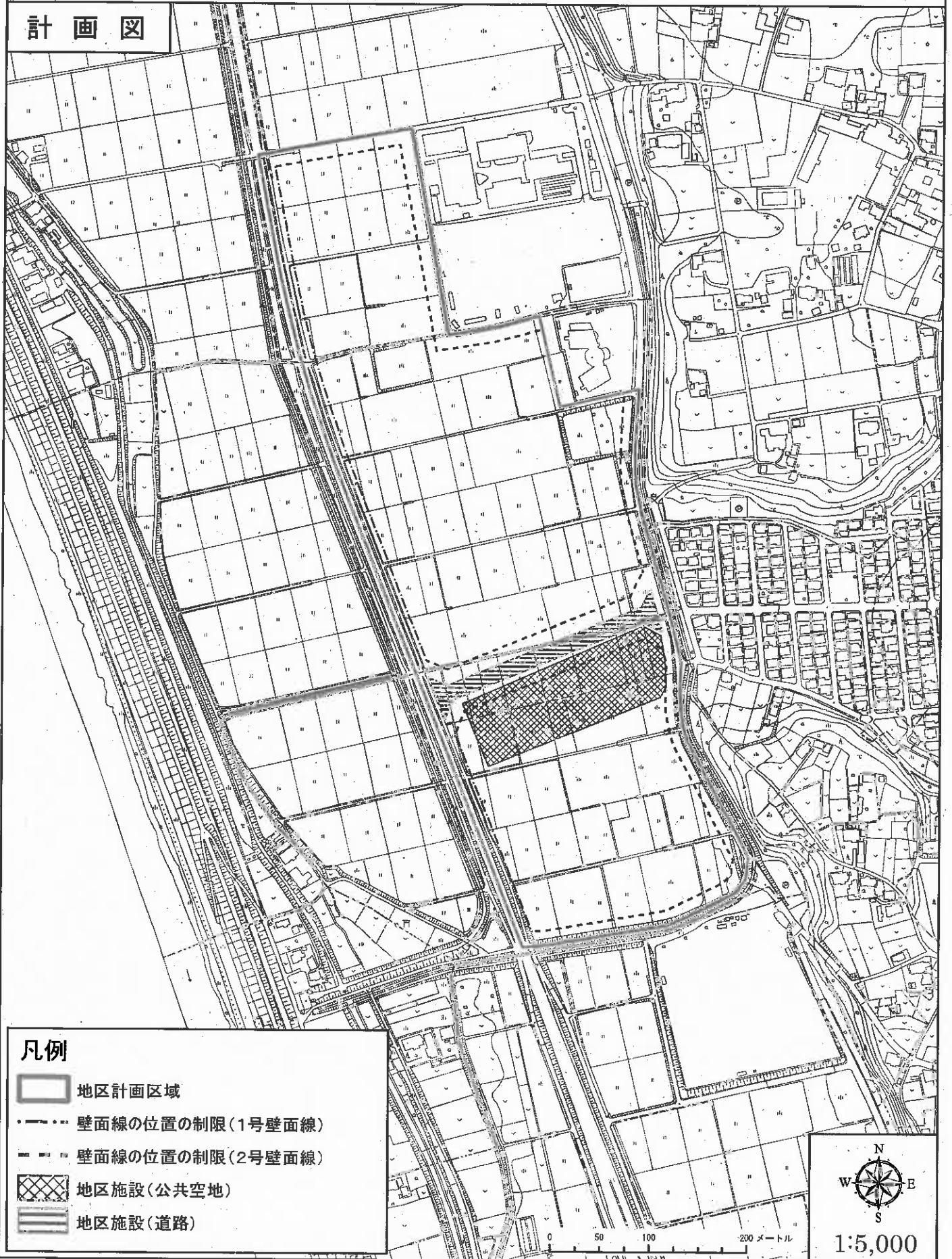
地	地区施設の配置及び規模	種別 (名称)	規模	
		①	道路	幅員 1.6 m 延長 約 240 m
		②	公共空地 (調整池)	60,000 m ³ 以上
区	建築物等	次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 ①輸送、保管、荷捌き、流通加工 (物資の流通の過程における簡易な加工をいう。) その他の物資の流通に係る業務の用に供する倉庫、工場又は事務所 ②店舗 (専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)、飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が300 m ² 以下のもの ③前各号に掲げる建築物に附属するもの ④調整池の揚排水に必要な施設 ⑤公衆便所又は休憩所		
		建築物の敷地面積の最低限度	30,000 m ² ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。 ①調整池の揚排水に必要な施設 ②公衆便所又は休憩所	
		建築物等の高さの最高限度	31 m	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、1号壁面線において、道路境界線から25 m以上、2号壁面線において、道路境界線から15 m以上とする。 ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。 ①調整池の揚排水に必要な施設 ②公衆便所又は休憩所 ③安全保安員詰所で高さが3 m以下、かつ、床面積の合計が10 m ² 以下のもの	
		壁面後退区域* ¹ における工作物の設置の制限	壁面後退区域には、工作物 (地下工作物を除く。) を設置してはならない。 ただし、かき又はさく及び、安全、保安上必要と認められるものについては、この限りでない。	
		かき又はさくの構造の制限	道路沿いに設けるかき又はさくの構造は、生垣又はこれに類する植栽とし、フェンス等を設ける場合は1号壁面線においては、前面道路の境界線から15 m以上後退させるものとする。また、前面道路の境界線から15 m以上の植栽帯を設け、高木* ² を植栽しなければならない。 ただし、門柱又は門扉で、安全、保安上必要なものは、この限りでない。	
整	備	計	画	

「区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

- ※1 壁面後退区域とは、壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。
- ※2 高木とは、地上1.2 mにおける幹の周長が30 cm以上で、かつ、高さが5 m以上の樹木をいう。

中野久木・小屋・北物流施設地区地区計画

計 画 図



凡例

- 地区計画区域
- 壁面線の位置の制限(1号壁面線)
- 壁面線の位置の制限(2号壁面線)
- 地区施設(公共空地)
- 地区施設(道路)



1:5,000

流山都市計画地区計画の決定（流山市決定）

流山市告示第13号
令和2年1月31日決定

都市計画パレットコート松ヶ丘地区地区計画を次のように決定する。

名	称	パレットコート松ヶ丘地区地区計画
位	置	流山市松ヶ丘5丁目の一部の区域
面	積	約0.6ha
地区計画の目標		<p>本地区は、JR常磐線南柏駅の北西約0.9kmに位置し、宅地開発による計画的な土地利用が行われることにより、良好な居住環境が形成される地区である。</p> <p>そこで、地区計画を導入することにより、周辺の住宅地と調和した、良好な居住環境を形成及び保全することを目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針		<p>地区の環境を阻害する建物用途の制限を行うとともに、敷地の細分化の防止、ゆとりある街並み及び緑あふれる住環境の形成を図ることから、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の容積率の最高限度、壁面の位置の制限及びかき又はさくの構造の制限を行う。</p>
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 長屋及び共同住宅で3戸以上のもの 2 寄宿舍又は下宿 3 公衆浴場 4 畜舎
		<p>建築物の敷地面積の最低限度</p> <p style="text-align: right;">135㎡</p>
		<p>建築物の容積率の最高限度</p> <p style="text-align: right;">12/10</p>
		<p>壁面の位置の制限</p> <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線及び道路境界線までの距離は、1m以上とする。</p> <p>ただし、次に掲げるものは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下である建築物の部分。 2 出窓で、床面からの高さが30cm以上、かつ、周囲の外壁からの水平距離が50cm以下のもので、見付面積の2分の1以上が窓であること。 3 車庫等で、高さが3m以下、かつ、床面積の合計が30㎡以下のもの。 4 物置等で、軒の高さが2.3m以下、かつ、床面積の合計が5㎡以下のもの。

地区整備計画	建築物等に関する事項	かき又はさくの構造の制限	<p>道路沿いに設けるかき又はさくの構造は、生垣又はこれに類する植栽とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 透過性のあるフェンス又はさくで、宅地地盤面からの高さが1.2m以下、かつ、基礎の高さが宅地地盤面から40cm以下のもの。 2 門に附属する門袖が、コンクリート造又は補強コンクリートブロック造で、片側2m以内、かつ、宅地地盤面からの高さが1.2m以下のもの。
--------	------------	--------------	---

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり。」

パレットコート松ヶ丘地区地区計画

計画図



凡例

地区計画区域



1:2,000

流山都市計画地区計画の決定（流山市決定）

都市計画おおたかの森 HITOKIWA 地区地区計画を次のように決定する。

名 称	おおたかの森 HITOKIWA 地区地区計画
位 置	流山市駒木字一番割及び二番割の各一部の区域
面 積	約0.9ha
地区計画の目標	<p>本地区は、つくばエクスプレス流山おおたかの森駅の北東約1.5kmに位置し、宅地開発による計画的な住宅地として土地利用が行われ、工業地域の中でありながらHITO（人）、KI（木）、WA（和（調和））に主眼をおいた良好な居住環境が形成される地区である。</p> <p>そこで、地区計画を導入することにより、良好な居住環境を保全することを目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>良好な居住環境を保全するために、地区の環境を阻害する建物用途の制限を行うとともに、敷地の細分化を防止し、ゆとりある街並みの形成及び緑あふれるまちづくりを図る。</p> <p>このことから、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度及びかき又はさくの構造の制限を行う。</p>

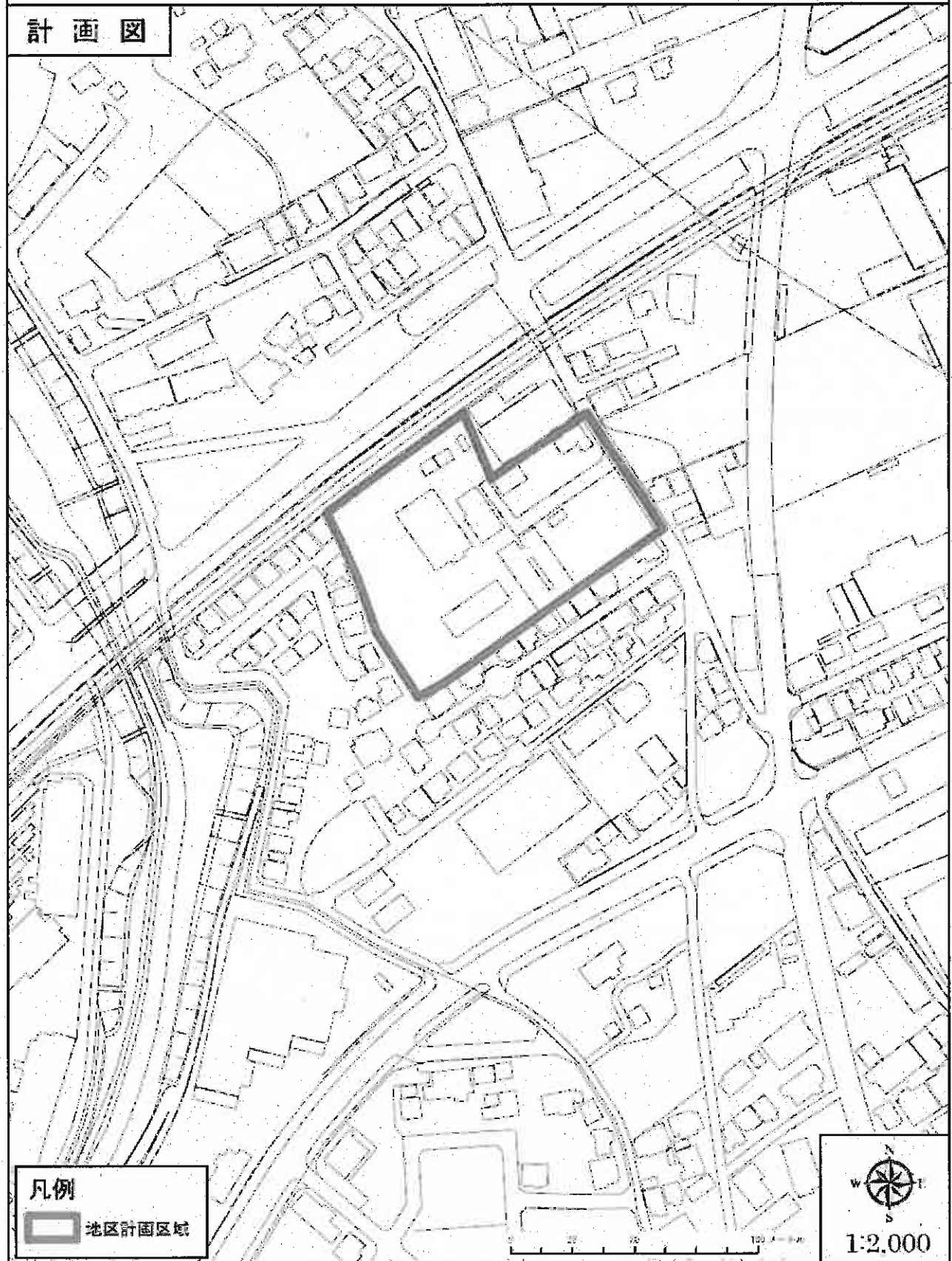
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一戸建ての住宅（長屋建ての住宅を除く。） 2 診療所又は診療所兼用住宅（動物病院を除く。） 3 一戸建ての住宅で次のいずれかの用途を兼ねるものうち、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、これらの用途に供する部分の合計が50㎡以下のもの <ul style="list-style-type: none"> ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗 エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。） オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。） カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。） 4 自治会館、自治会用倉庫その他地区住民のための公共・公益上必要な建築物（建築基準法別表第2（イ）項第9号に規定する建築物に限る。） 5 前各号の建築物に付属する車庫及び物置
		建築物の容積率の最高限度	12/10
		建築物の敷地面積の最低限度	135㎡

壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、0.5m以上とする。</p> <p>ただし、次に掲げるものは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下である建築物の部分。 2 出窓で、床面からの高さが30cm以上、かつ、周囲の外壁からの水平距離が50cm以下のもので、見付面積の2分の1以上が窓であること。 3 車庫等で、高さが3m以下、かつ、床面積の合計が30㎡以下のもの。 4 物置等で、軒の高さが2.3m以下、かつ、床面積の合計が5㎡以下のもの。
建築物等の高さの最高限度	10m
かき又はさくの構造の制限	<p>道路沿いに設けるかき又はさくの構造は、生垣又はこれに類する植栽とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 透過性のあるフェンス又はさくで、宅地地盤面からの高さが1.5m以下、かつ、基礎の高さが宅地地盤面から40cm以下のもの。 2 門に附属する門袖が、コンクリート造又は補強コンクリートブロック造で、その長さが片側2m以内、かつ、道路面からの高さが1.2m以下のもの。

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり。」

おおたかの森HITOKIWA地区地区計画

計 画 図



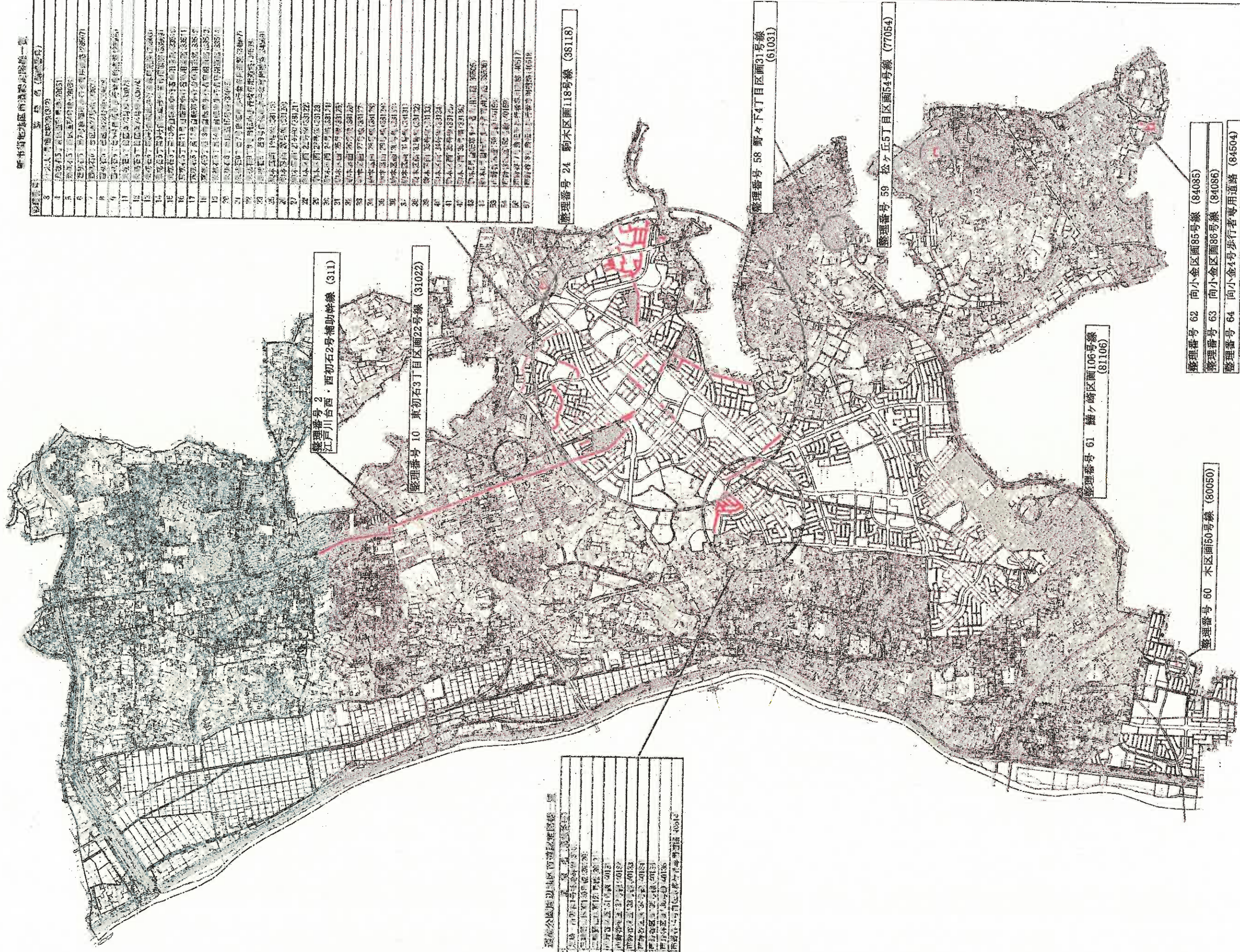
凡例

地区計画区域



1:2,000

令和2年第2回流山市議会定例会 市道認定路線 位置図



新市街地区市道認定路線第一号

管理番号	路線名(管理番号)
3	木区画50号線(80050)
4	木区画51号線(80051)
5	木区画52号線(80052)
6	木区画53号線(80053)
7	木区画54号線(80054)
8	木区画55号線(80055)
9	木区画56号線(80056)
10	木区画57号線(80057)
11	木区画58号線(80058)
12	木区画59号線(80059)
13	木区画60号線(80060)
14	木区画61号線(80061)
15	木区画62号線(80062)
16	木区画63号線(80063)
17	木区画64号線(80064)
18	木区画65号線(80065)
19	木区画66号線(80066)
20	木区画67号線(80067)
21	木区画68号線(80068)
22	木区画69号線(80069)
23	木区画70号線(80070)
24	木区画71号線(80071)
25	木区画72号線(80072)
26	木区画73号線(80073)
27	木区画74号線(80074)
28	木区画75号線(80075)
29	木区画76号線(80076)
30	木区画77号線(80077)
31	木区画78号線(80078)
32	木区画79号線(80079)
33	木区画80号線(80080)
34	木区画81号線(80081)
35	木区画82号線(80082)
36	木区画83号線(80083)
37	木区画84号線(80084)
38	木区画85号線(80085)
39	木区画86号線(80086)
40	木区画87号線(80087)
41	木区画88号線(80088)
42	木区画89号線(80089)
43	木区画90号線(80090)
44	木区画91号線(80091)
45	木区画92号線(80092)
46	木区画93号線(80093)
47	木区画94号線(80094)
48	木区画95号線(80095)
49	木区画96号線(80096)
50	木区画97号線(80097)
51	木区画98号線(80098)
52	木区画99号線(80099)
53	木区画100号線(80100)
54	木区画101号線(80101)
55	木区画102号線(80102)
56	木区画103号線(80103)
57	木区画104号線(80104)
58	木区画105号線(80105)
59	木区画106号線(80106)
60	木区画107号線(80107)
61	木区画108号線(80108)
62	木区画109号線(80109)
63	木区画110号線(80110)
64	木区画111号線(80111)
65	木区画112号線(80112)
66	木区画113号線(80113)
67	木区画114号線(80114)
68	木区画115号線(80115)
69	木区画116号線(80116)
70	木区画117号線(80117)
71	木区画118号線(80118)
72	木区画119号線(80119)
73	木区画120号線(80120)
74	木区画121号線(80121)
75	木区画122号線(80122)
76	木区画123号線(80123)
77	木区画124号線(80124)
78	木区画125号線(80125)
79	木区画126号線(80126)
80	木区画127号線(80127)
81	木区画128号線(80128)
82	木区画129号線(80129)
83	木区画130号線(80130)
84	木区画131号線(80131)
85	木区画132号線(80132)
86	木区画133号線(80133)
87	木区画134号線(80134)
88	木区画135号線(80135)
89	木区画136号線(80136)
90	木区画137号線(80137)
91	木区画138号線(80138)
92	木区画139号線(80139)
93	木区画140号線(80140)
94	木区画141号線(80141)
95	木区画142号線(80142)
96	木区画143号線(80143)
97	木区画144号線(80144)
98	木区画145号線(80145)
99	木区画146号線(80146)
100	木区画147号線(80147)
101	木区画148号線(80148)
102	木区画149号線(80149)
103	木区画150号線(80150)
104	木区画151号線(80151)
105	木区画152号線(80152)
106	木区画153号線(80153)
107	木区画154号線(80154)
108	木区画155号線(80155)
109	木区画156号線(80156)
110	木区画157号線(80157)
111	木区画158号線(80158)
112	木区画159号線(80159)
113	木区画160号線(80160)
114	木区画161号線(80161)
115	木区画162号線(80162)
116	木区画163号線(80163)
117	木区画164号線(80164)
118	木区画165号線(80165)
119	木区画166号線(80166)
120	木区画167号線(80167)
121	木区画168号線(80168)
122	木区画169号線(80169)
123	木区画170号線(80170)
124	木区画171号線(80171)
125	木区画172号線(80172)
126	木区画173号線(80173)
127	木区画174号線(80174)
128	木区画175号線(80175)
129	木区画176号線(80176)
130	木区画177号線(80177)
131	木区画178号線(80178)
132	木区画179号線(80179)
133	木区画180号線(80180)
134	木区画181号線(80181)
135	木区画182号線(80182)
136	木区画183号線(80183)
137	木区画184号線(80184)
138	木区画185号線(80185)
139	木区画186号線(80186)
140	木区画187号線(80187)
141	木区画188号線(80188)
142	木区画189号線(80189)
143	木区画190号線(80190)
144	木区画191号線(80191)
145	木区画192号線(80192)
146	木区画193号線(80193)
147	木区画194号線(80194)
148	木区画195号線(80195)
149	木区画196号線(80196)
150	木区画197号線(80197)
151	木区画198号線(80198)
152	木区画199号線(80199)
153	木区画200号線(80200)

選定公風路初流区市道認定路線第一号

管理番号	路線名(管理番号)
1	木区画1号線(80001)
2	木区画2号線(80002)
3	木区画3号線(80003)
4	木区画4号線(80004)
5	木区画5号線(80005)
6	木区画6号線(80006)
7	木区画7号線(80007)
8	木区画8号線(80008)
9	木区画9号線(80009)
10	木区画10号線(80010)
11	木区画11号線(80011)
12	木区画12号線(80012)
13	木区画13号線(80013)
14	木区画14号線(80014)
15	木区画15号線(80015)
16	木区画16号線(80016)
17	木区画17号線(80017)
18	木区画18号線(80018)
19	木区画19号線(80019)
20	木区画20号線(80020)
21	木区画21号線(80021)
22	木区画22号線(80022)
23	木区画23号線(80023)
24	木区画24号線(80024)
25	木区画25号線(80025)
26	木区画26号線(80026)
27	木区画27号線(80027)
28	木区画28号線(80028)
29	木区画29号線(80029)
30	木区画30号線(80030)
31	木区画31号線(80031)
32	木区画32号線(80032)
33	木区画33号線(80033)
34	木区画34号線(80034)
35	木区画35号線(80035)
36	木区画36号線(80036)
37	木区画37号線(80037)
38	木区画38号線(80038)
39	木区画39号線(80039)
40	木区画40号線(80040)
41	木区画41号線(80041)
42	木区画42号線(80042)
43	木区画43号線(80043)
44	木区画44号線(80044)
45	木区画45号線(80045)
46	木区画46号線(80046)
47	木区画47号線(80047)
48	木区画48号線(80048)
49	木区画49号線(80049)
50	木区画50号線(80050)

管理番号 2 江戸川台西・西初石2号補助幹線 (311)

管理番号 10 東初石3丁目区画22号線 (31022)

管理番号 24 駒木区画118号線 (38118)

管理番号 58 野々下4丁目区画31号線 (61031)

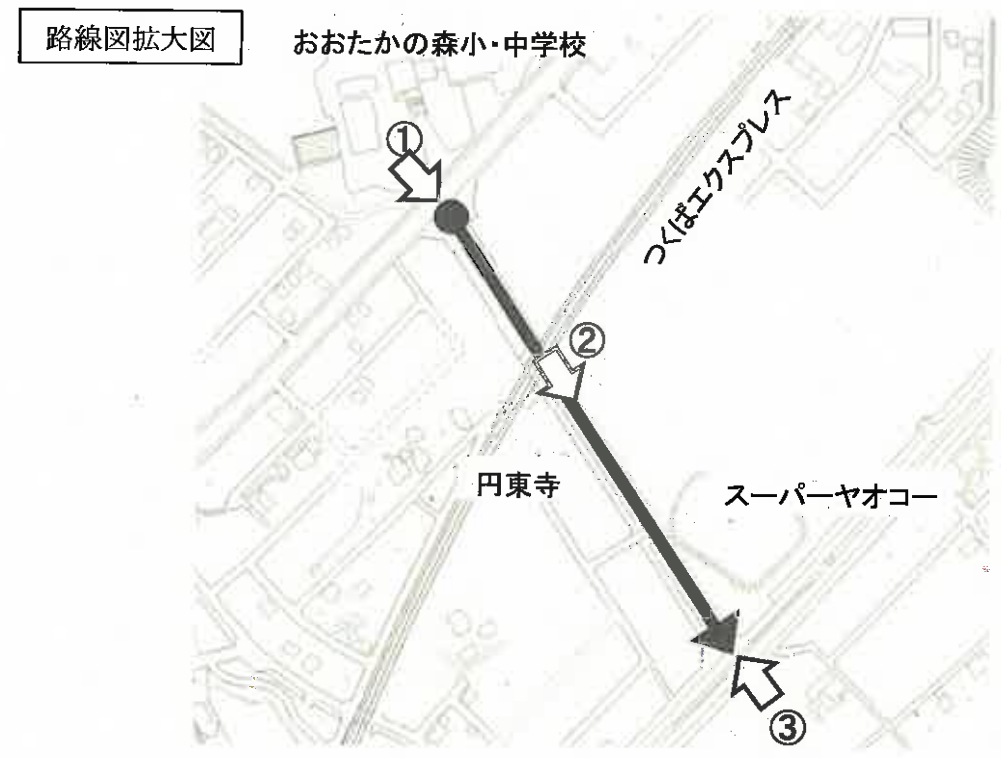
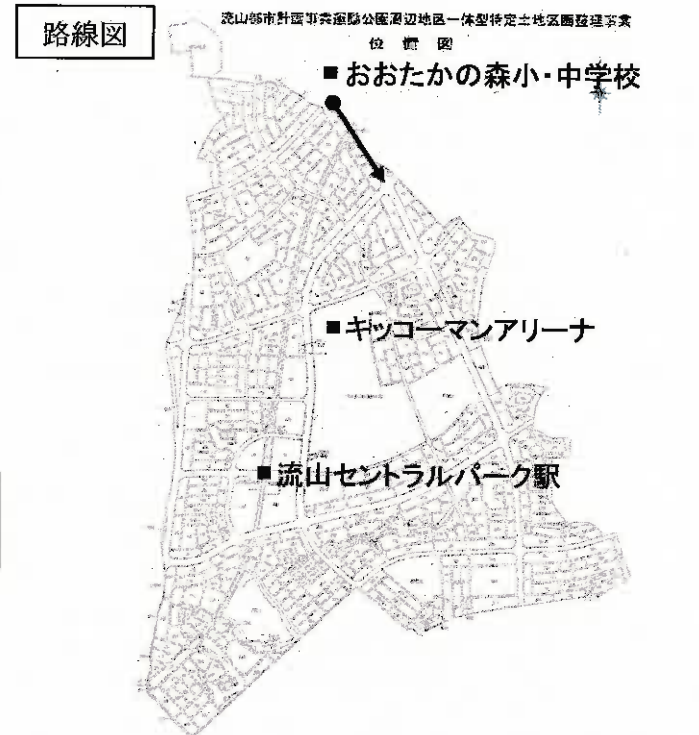
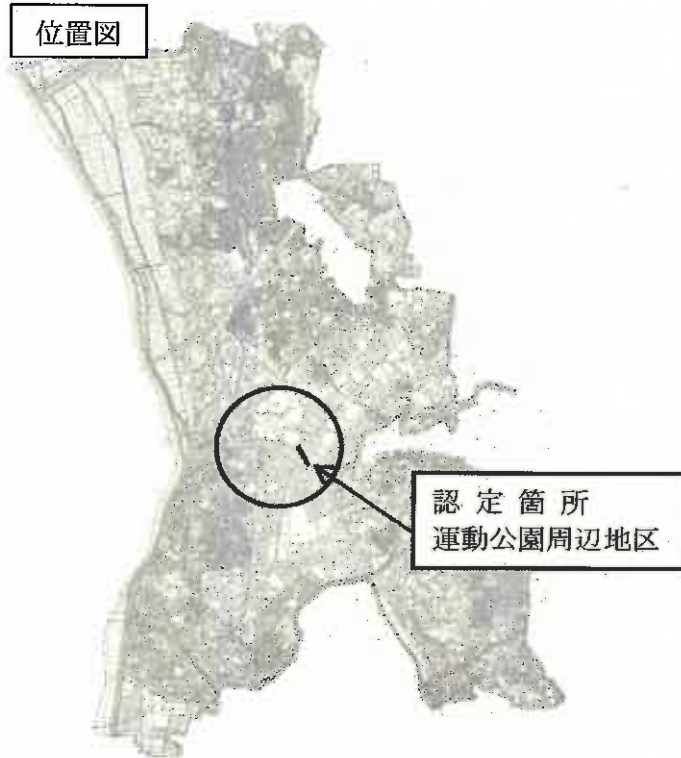
管理番号 59 松ヶ丘5丁目区画54号線 (77054)

管理番号 61 崎ヶ崎区画106号線 (81106)

管理番号 60 木区画50号線 (80050)

管理番号 62 向小金区画85号線 (84085)
 管理番号 63 向小金区画86号線 (84086)
 管理番号 64 向小金4号歩行者専用道路 (84504)

整理番号 1 芝崎・市野谷1号補助幹線(310号線) 路線延長: 351.55m 最小幅員: 26.98m 最大幅員: 28.00m



● 起点 (市野谷字向山517番2地先)
 ▼ 終点 (おおたかの森西二丁目12番地先)

写真撮影位置 ⇨

現況写真① (起点付近)

現況写真② (中間点)

現況写真③ (終点付近)



整理番号 2 江戸川台西・西初石2号補助幹線(311号線) 路線延長: 2,909.82m 最小幅員: 5.97m 最大幅員: 13.80m

位置図



路線図



- 起点 (江戸川台西二丁目1番地先)
- ▼ 終点 (おおたかの森西四丁目1番4地先)

現況写真① (起点付近)



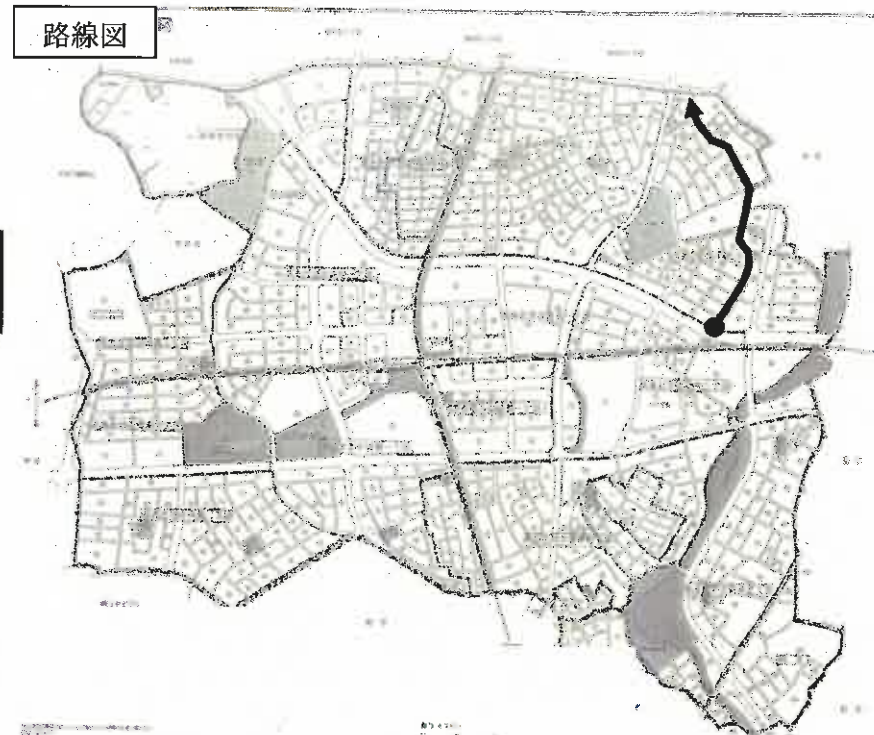
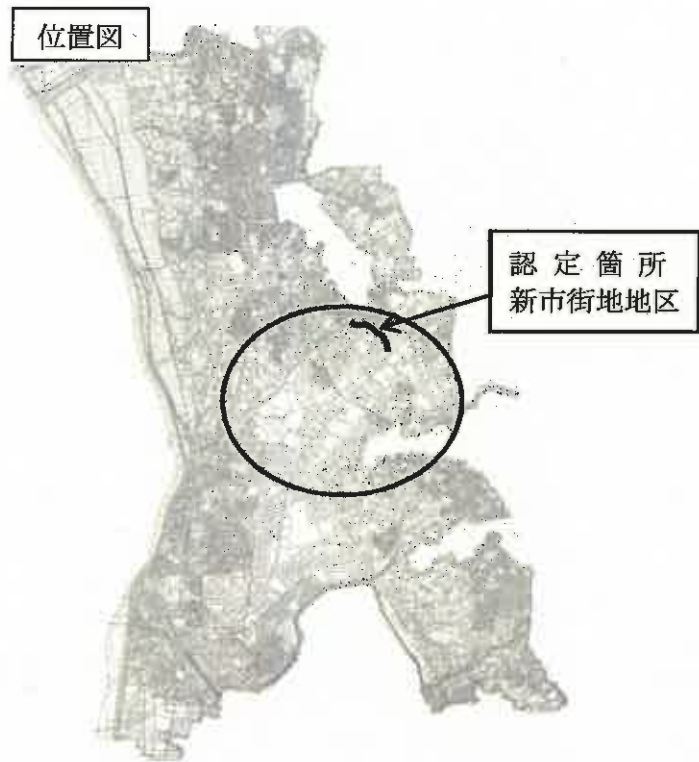
現況写真② (中間付近)



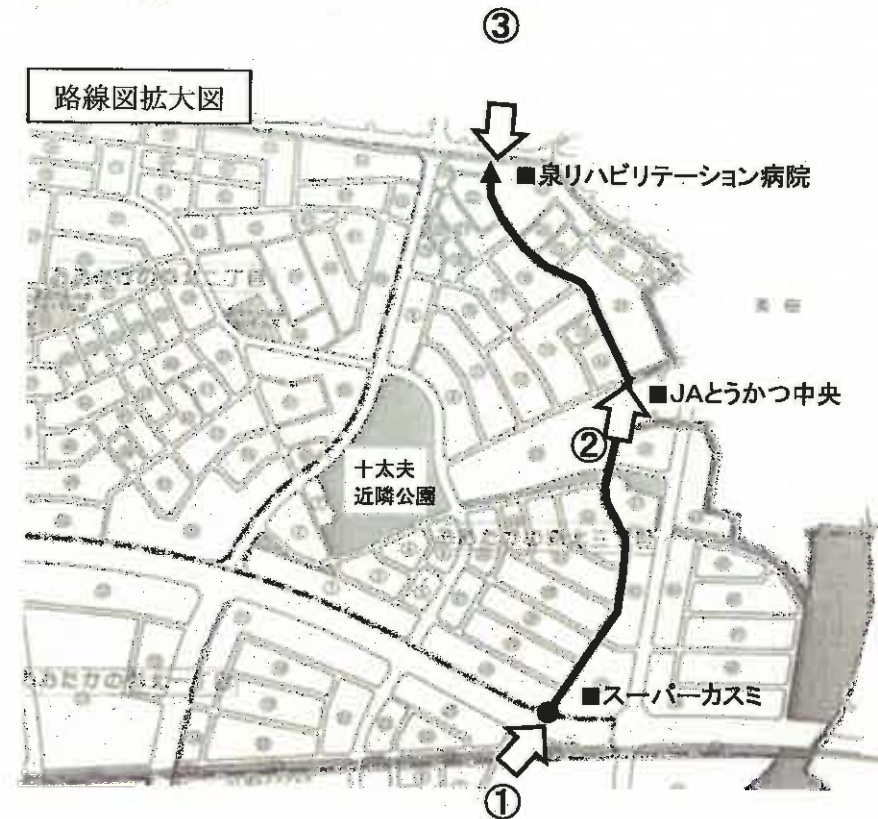
現況写真③ (終点付近)



整理番号 3 十太夫1号補助幹線(312号線) 路線延長: 747.52m 最小幅員: 5.79m 最大幅員: 9.26m



● 起点 (おおたかの森北三丁目41番1地先)
 ▼ 終点 (おおたかの森北三丁目19番7地先)



写真撮影位置 →

現況写真① (起点付近)



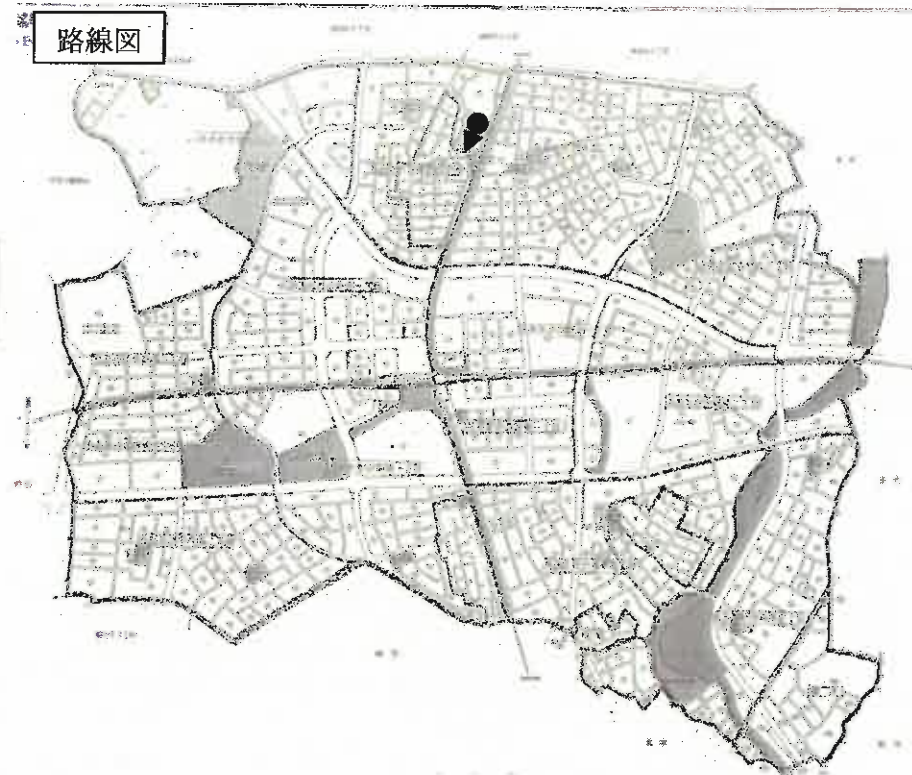
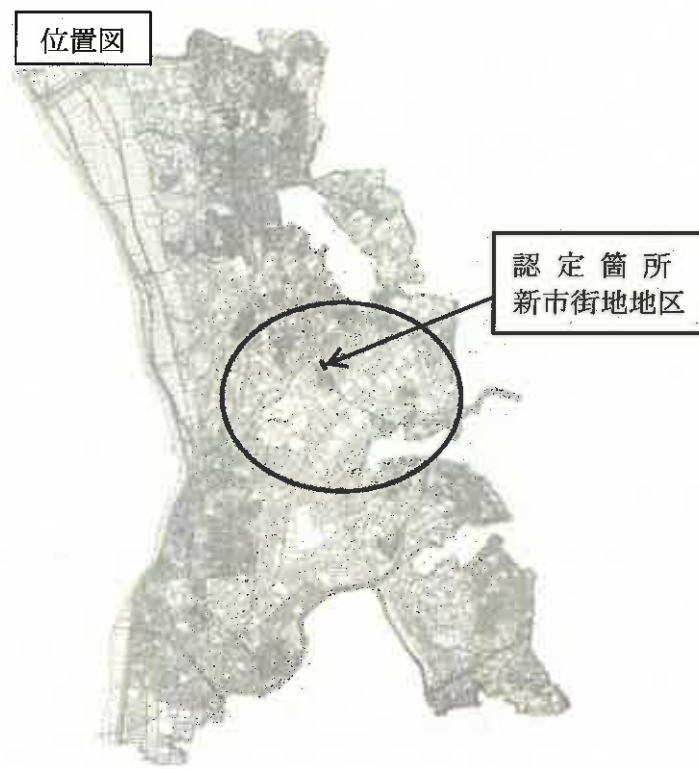
現況写真② (中間点)



現況写真③ (終点付近)



整理番号 5 西初石5丁目区画54号線(28054号線) 路線延長: 79.64m 最小幅員: 6.00m 最大幅員: 6.00m



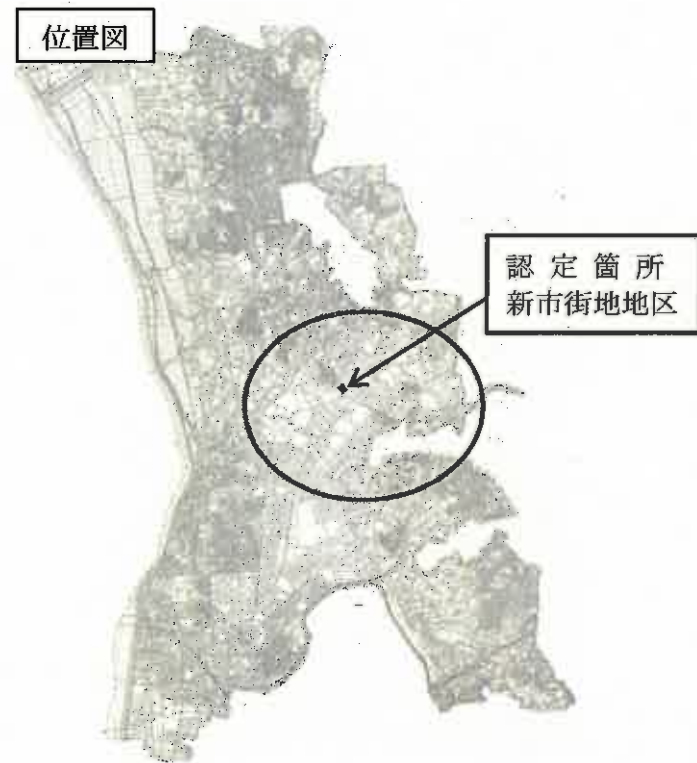
- 起点 (おおたかの森西四丁目24番7地先)
- ▼ 終点 (おおたかの森西四丁目23番1地先)

現況写真① (起点付近)

現況写真② (終点付近)



整理番号 6 西初石5丁目7号自転車歩行者専用道路(28507線) 路線延長: 91.31m 最小幅員: 4.00m 最大幅員: 4.00m



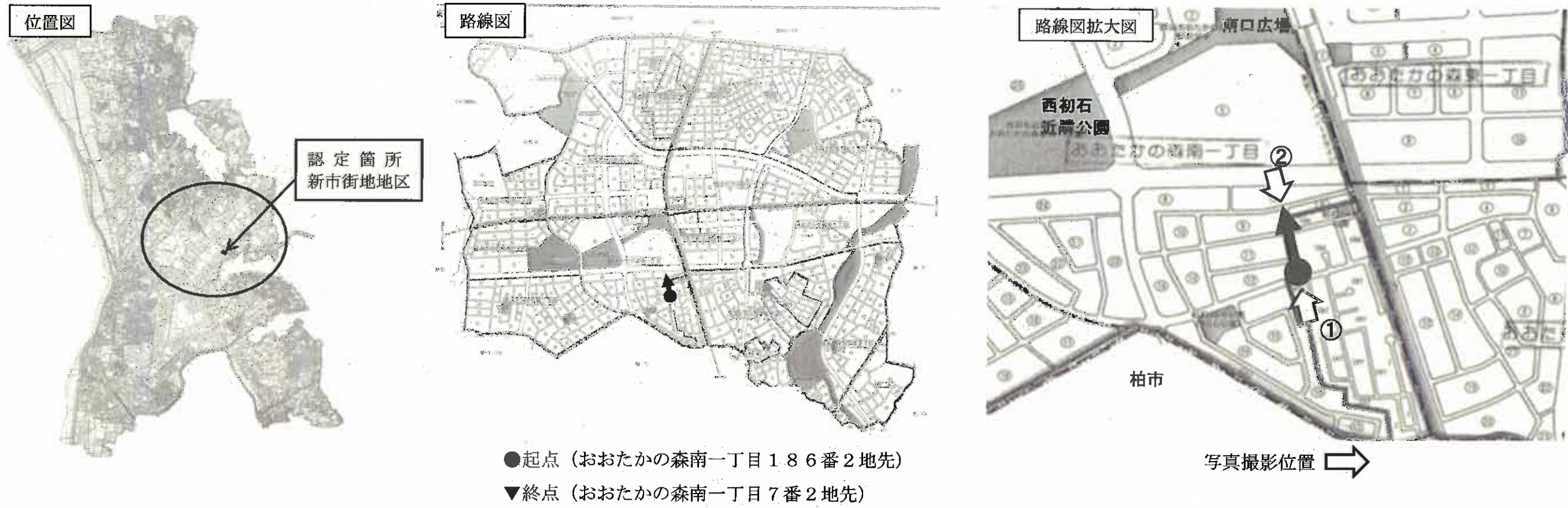
現況写真① (起点付近)



現況写真② (終点付近)



整理番号 7 西初石6丁目区画27号線(29027号線) 路線延長:101.45m 最小幅員:7.25m 最大幅員:7.39m



現況写真① (起点付近)



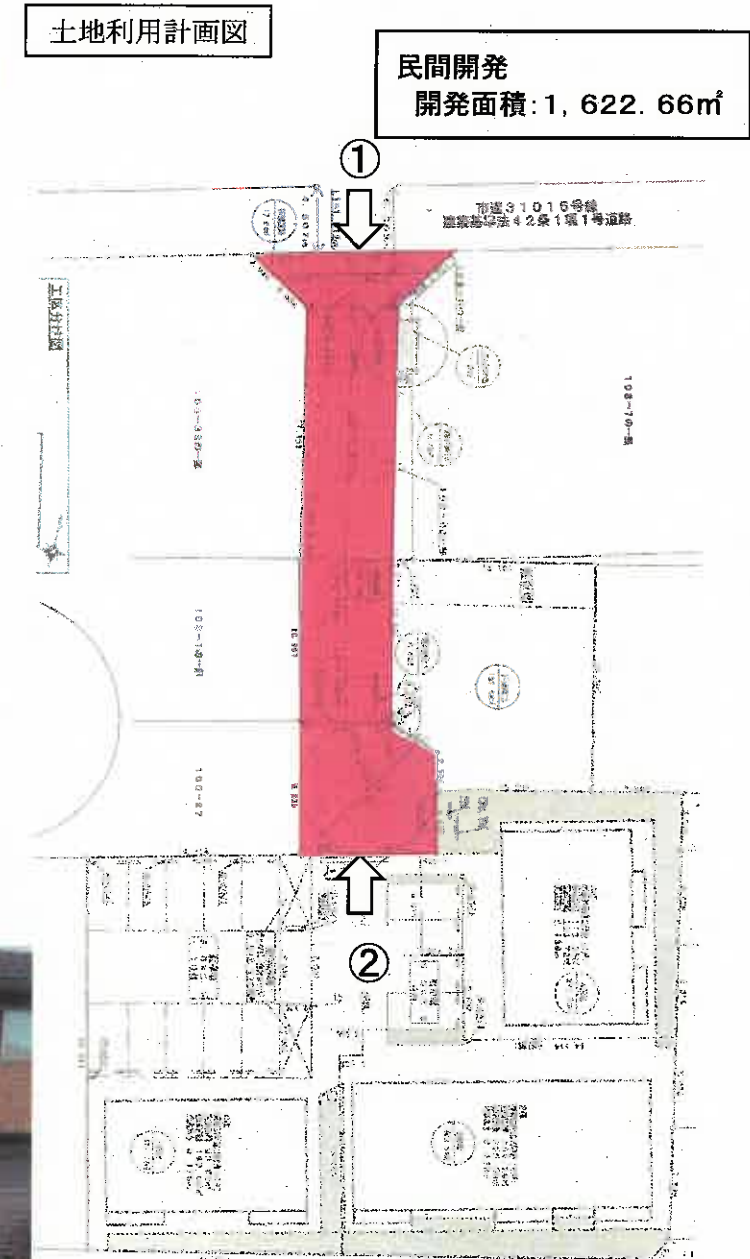
現況写真② (終点付近)



整理番号 10 東初石3丁目区画22号線 (31022号線) 路線延長: 41.09m 最小幅員: 6.00m 最大幅員: 9.00m



●起点 (東初石3丁目108番38地先)
▼終点 (東初石3丁目110番6地先)



現況写真①(起点付近)

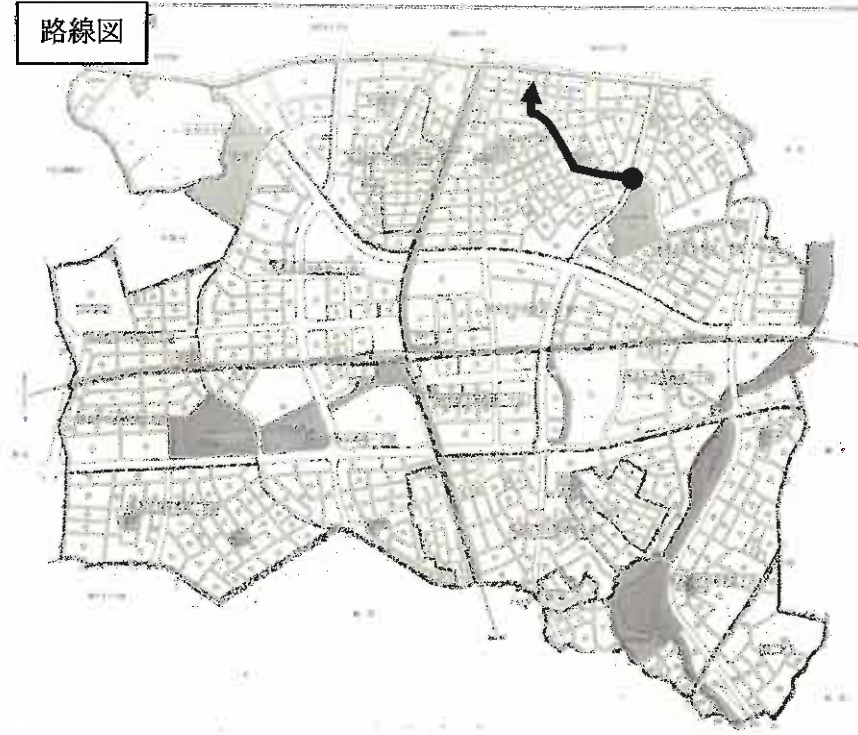
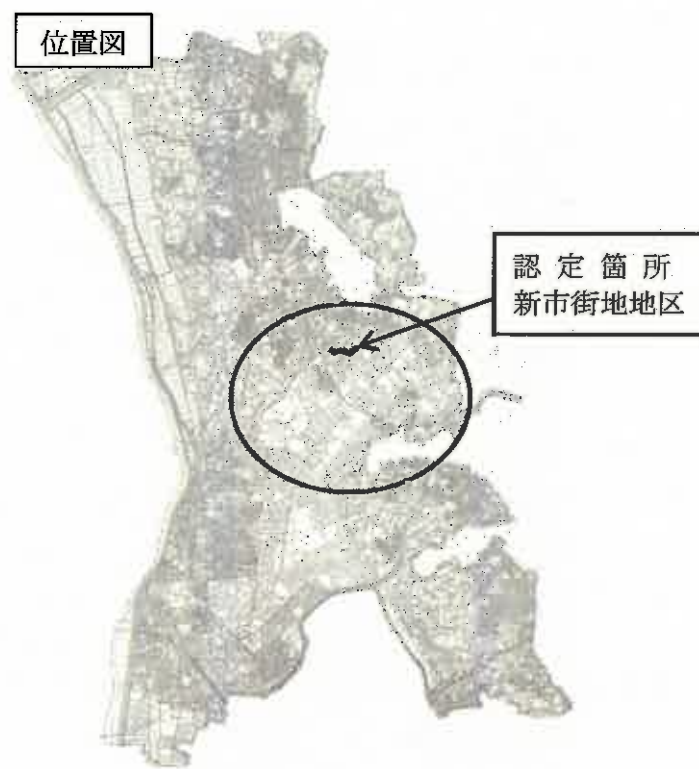


現況写真②(終点付近)



写真撮影位置 →

整理番号 11 東初石5丁目区画73号線(33073号線) 路線延長:435.59m 最小幅員:10.00m 最大幅員:10.50m



●起点 (おおたかの森北二丁目66番1地先)
▼終点 (おおたかの森北二丁目17番7地先)

現況写真① (起点付近)



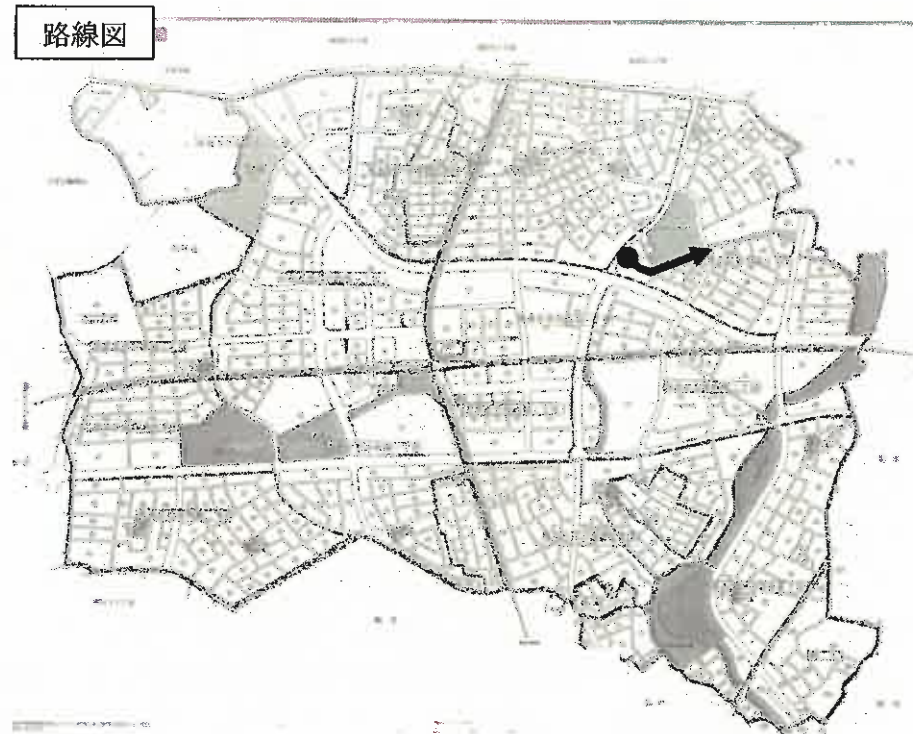
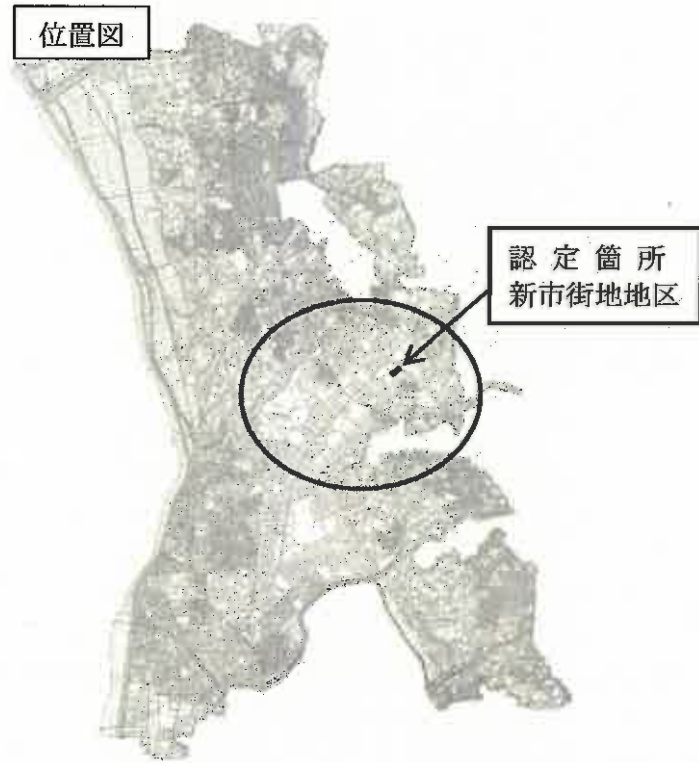
現況写真② (中間付近)



現況写真③ (終点付近)



整理番号 12 東初石5丁目区画74号線(33074号線) 路線延長: 252.10m 最小幅員: 6.00m 最大幅員: 6.00m



●起点 (おおたかの森北三丁目1番9地先)
▼終点 (おおたかの森北三丁目7番1地先)

現況写真① (起点付近)



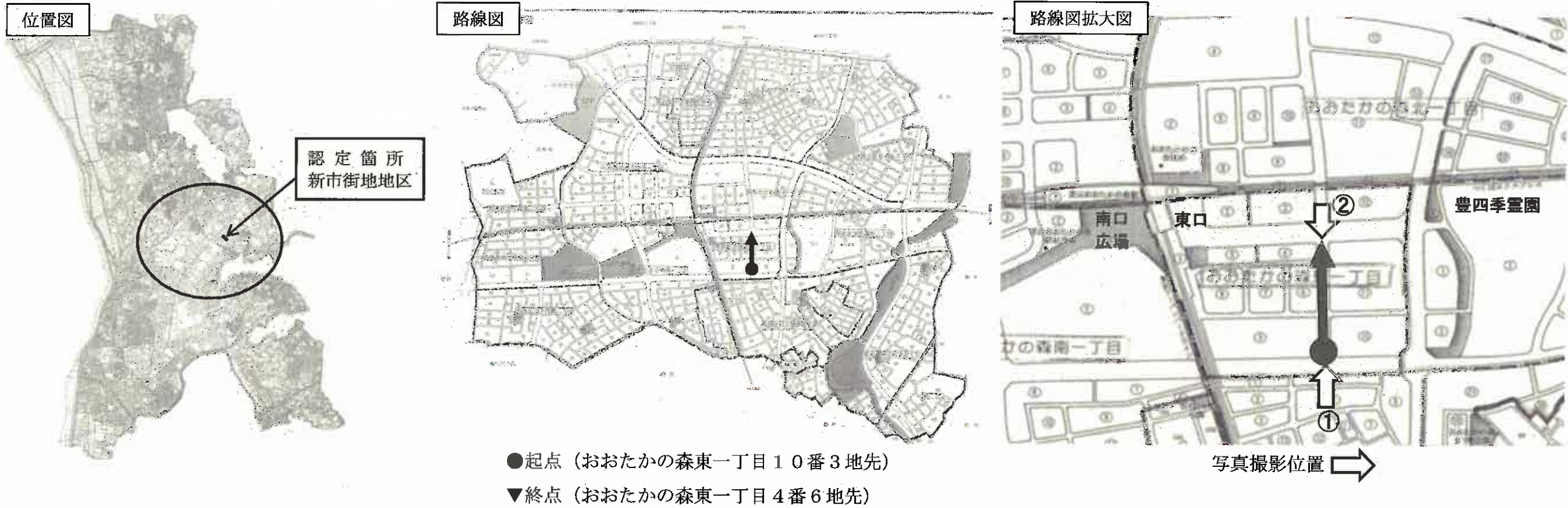
現況写真② (中間付近)



現況写真③ (終点付近)



整理番号 20 東初石6丁目区画15号線(34015号線) 路線延長:177.32m 最小幅員:17.00m 最大幅員:17.00m



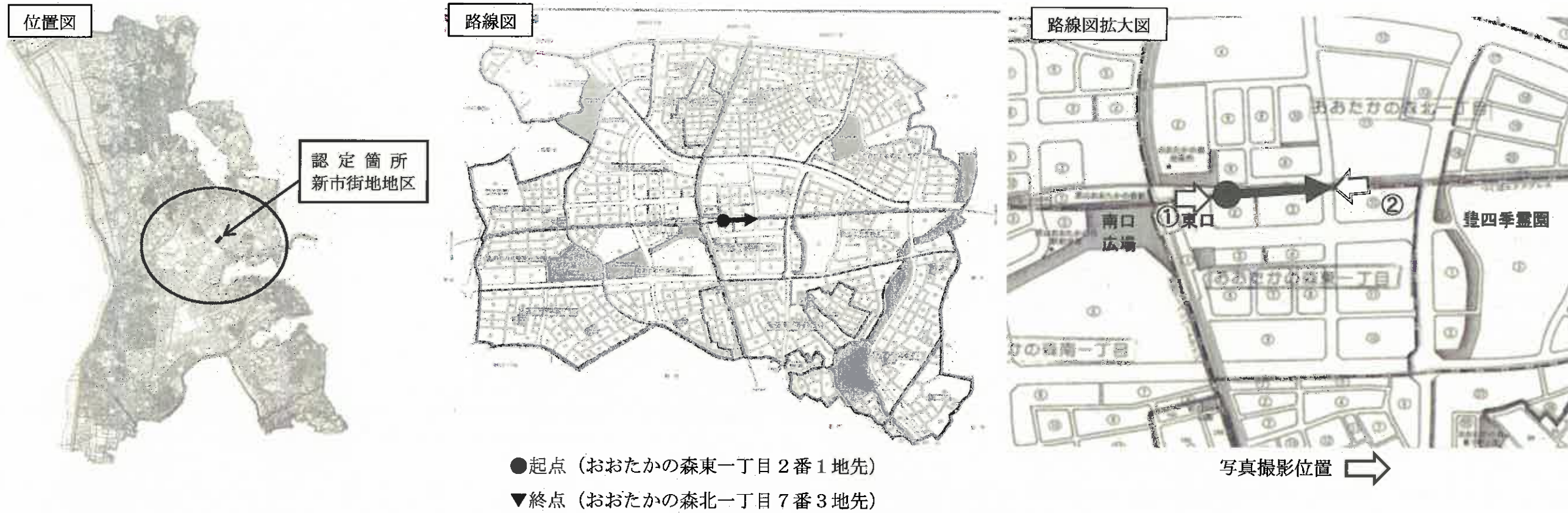
現況写真① (起点付近)



現況写真② (終点付近)



整理番号 22 東初石6丁目8号自転車歩行者専用道路(34508号線) 路線延長: 163.26m 最小幅員: 4.00m 最大幅員: 4.00m



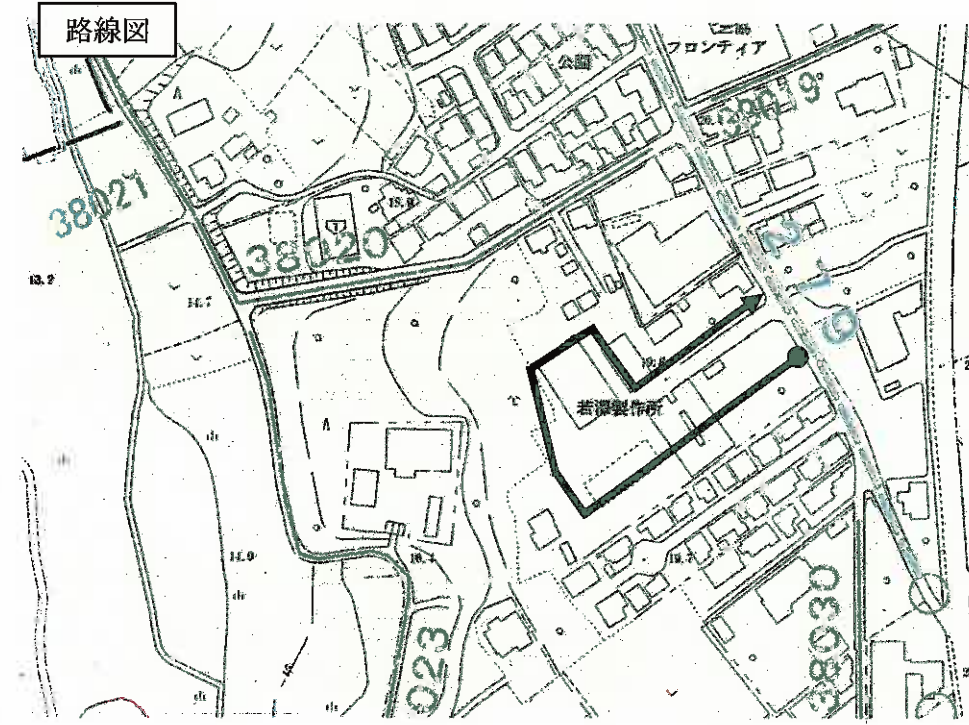
現況写真① (起点付近)



現況写真② (終点付近)



整理番号 24 駒木区画118号線 (38118号線) 路線延長: 270.34m 最小幅員: 6.00m 最大幅員: 6.01m



●起点 (駒木字老番割508番125地先)
 ▼終点 (駒木字老番割508番80地先)

写真撮影位置 ⇨

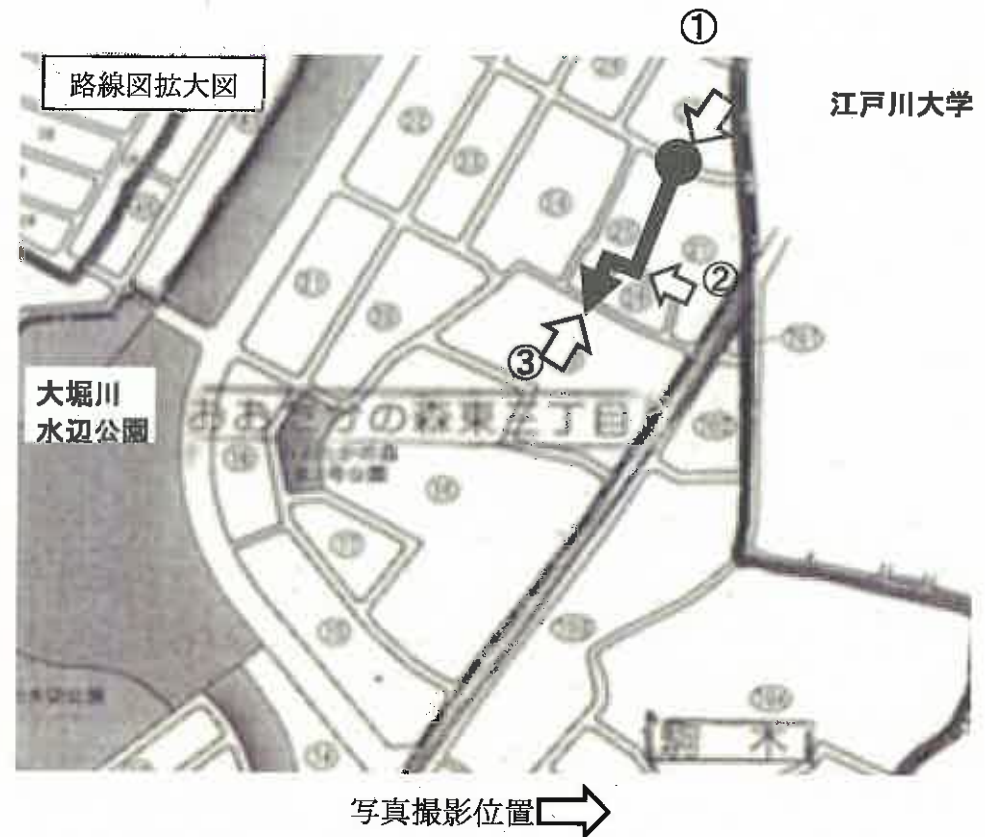
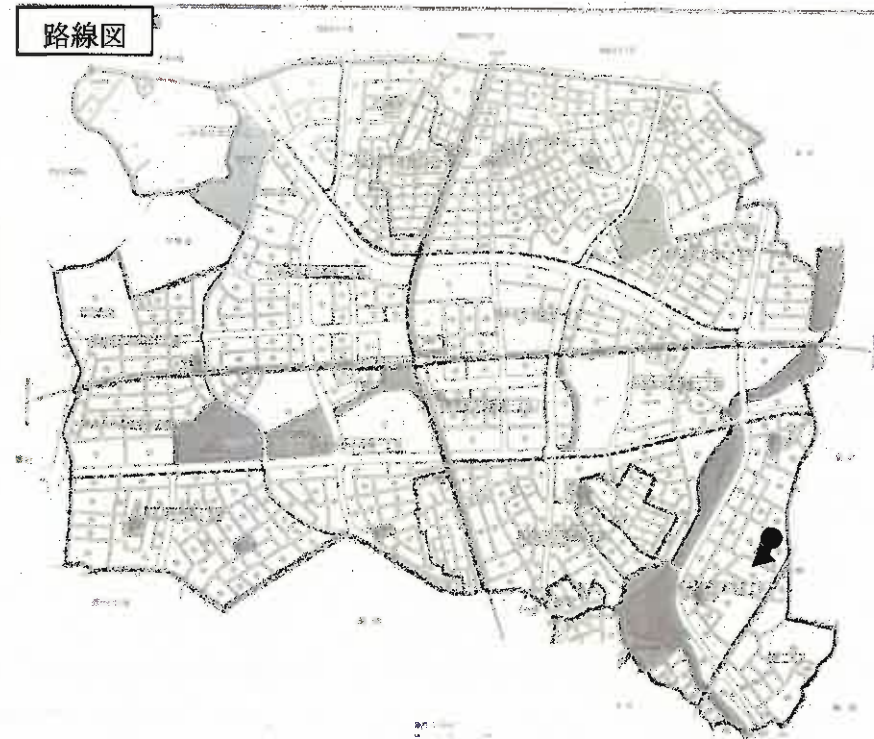
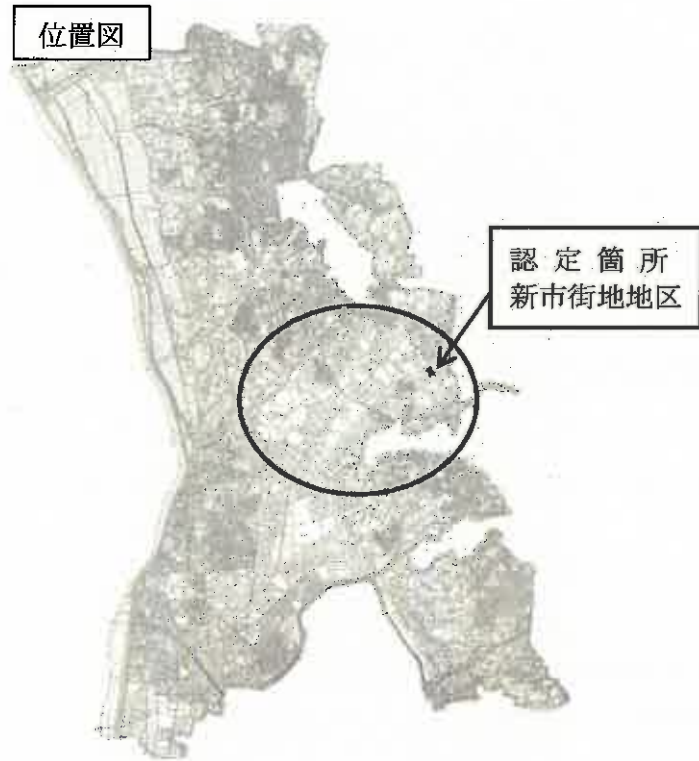
現況写真① (起点付近)

現況写真② (中間付近)

現況写真③ (終点付近)



整理番号 28 駒木区画122号線(38122号線) 路線延長:107.50m 最小幅員:4.00m 最大幅員:5.14m



●起点 (おおたかの森東三丁目25番10地先)
▼終点 (おおたかの森東三丁目26番1地先)

現況写真① (起点付近)



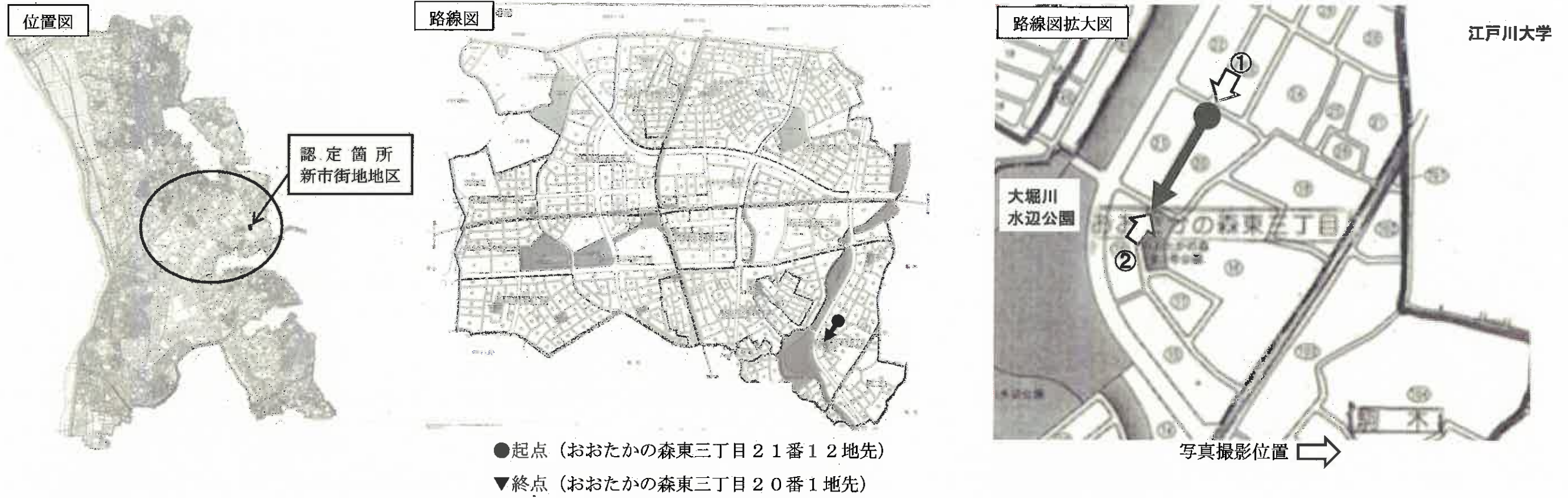
現況写真②(中間付近)



現況写真③ (終点付近)



整理番号 30 駒木区画124号線(38124号線) 路線延長:108.83m 最小幅員:6.00m 最大幅員:6.00m



現況写真① (起点付近)

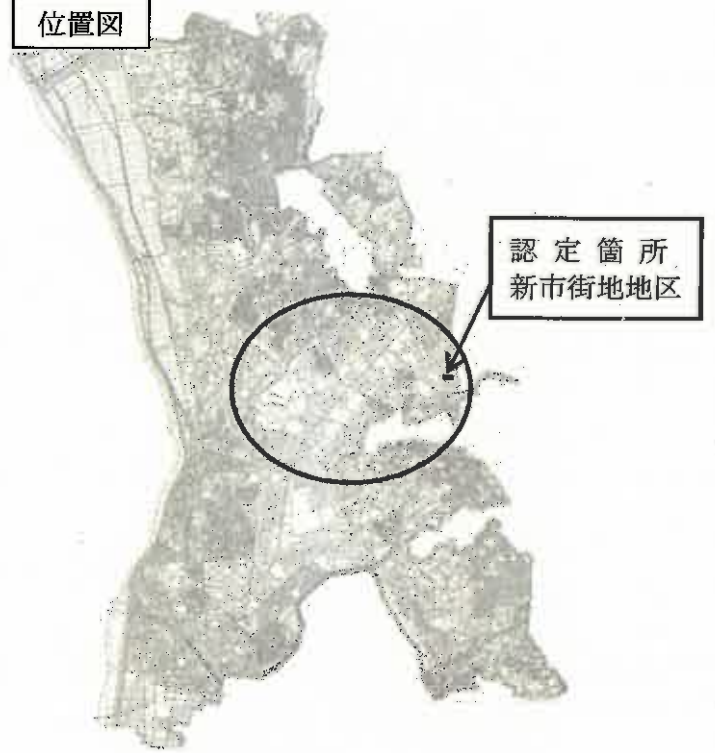


現況写真② (終点付近)

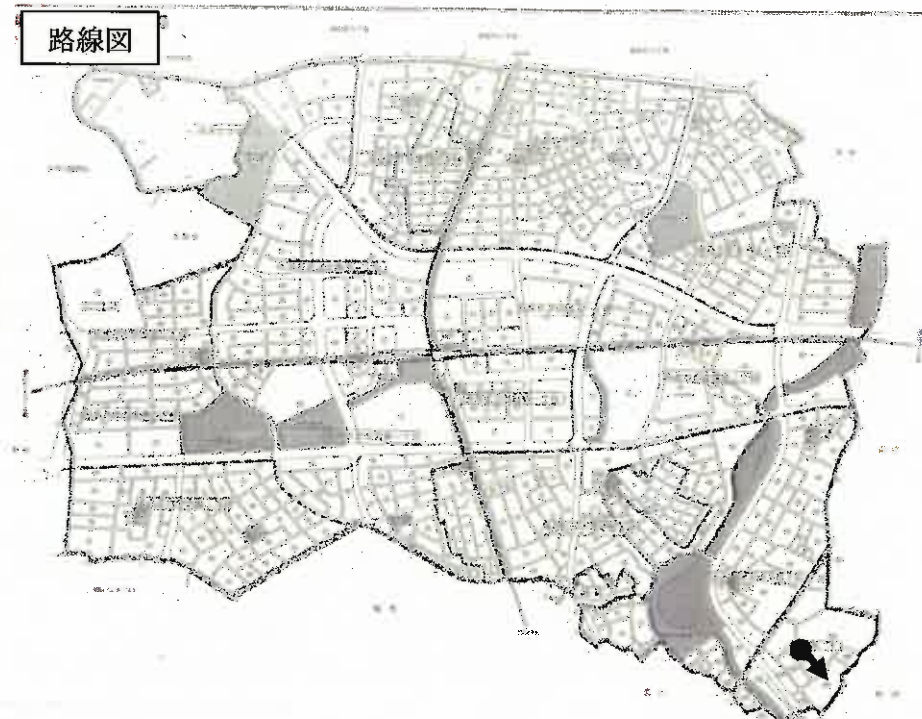


整理番号 36 駒木区画130号線(38130号線) 路線延長: 114.46m 最小幅員: 6.00m 最大幅員: 6.00m

位置図



路線図



路線図拡大図



●起点 (駒木707番7地先)
▼終点 (駒木704番4地先)

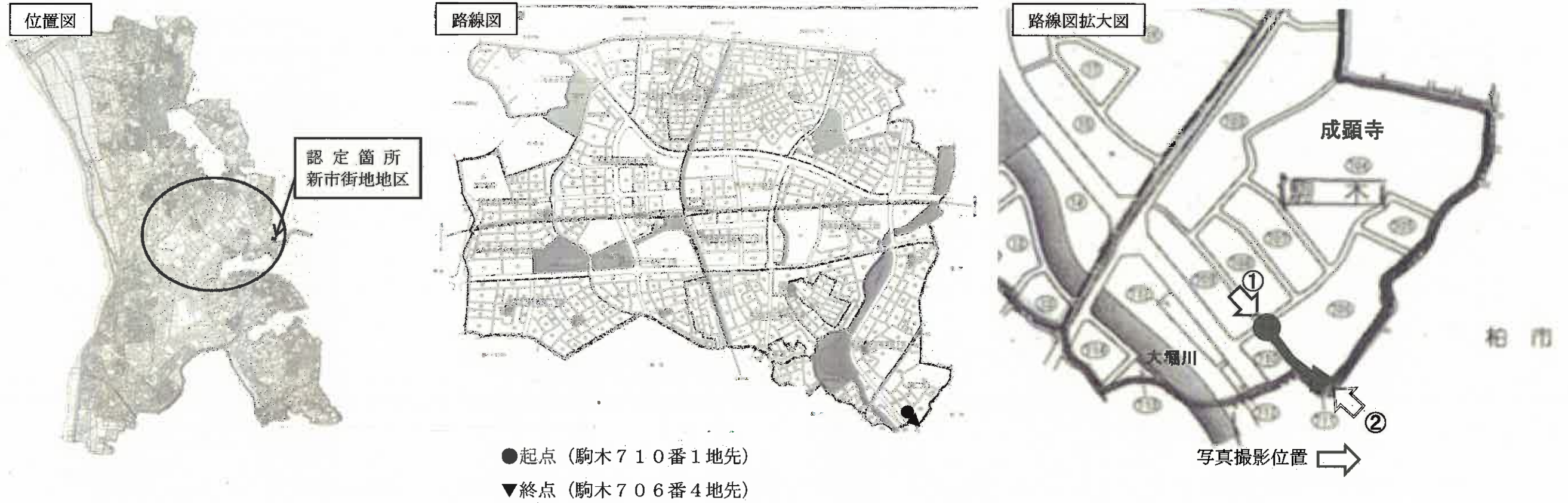
現況写真① (起点付近)



現況写真② (終点付近)



整理番号 40 駒木区画134号線(38134号線) 路線延長: 90.14m 最小幅員: 6.00m 最大幅員: 6.00m



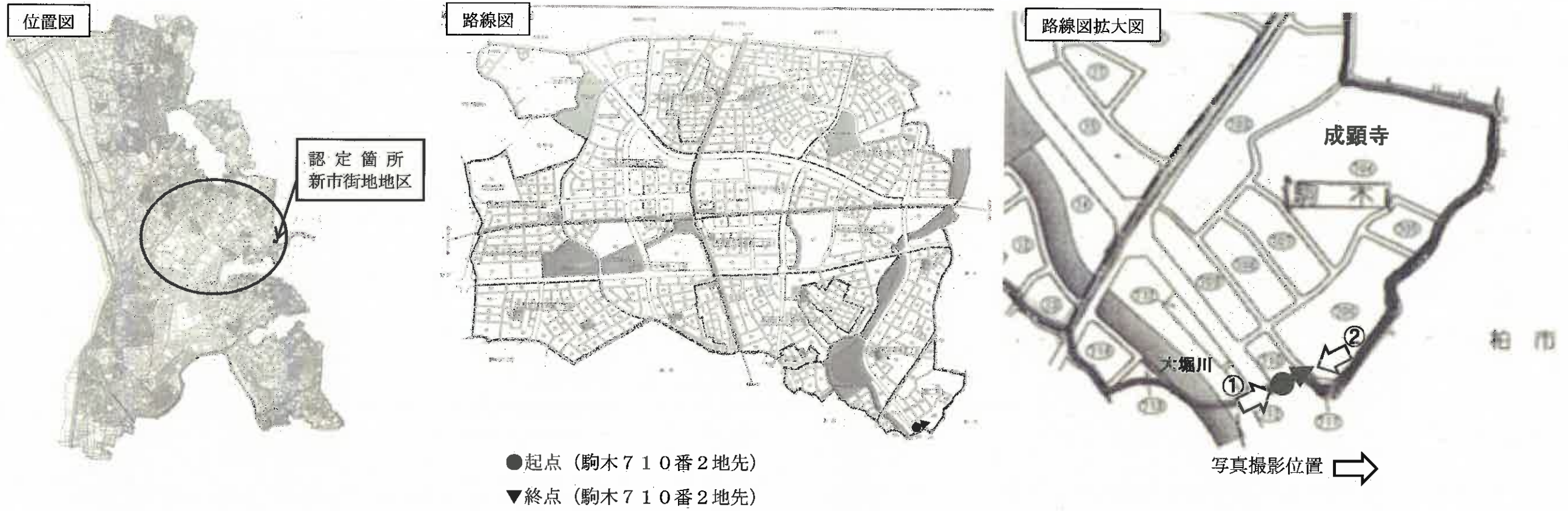
現況写真①(起点付近)



現況写真②(終点付近)



整理番号 44 駒木6号自転車歩行者専用道路(38506号線) 路線延長: 27.64m 最小幅員: 4.00m 最大幅員: 4.00m



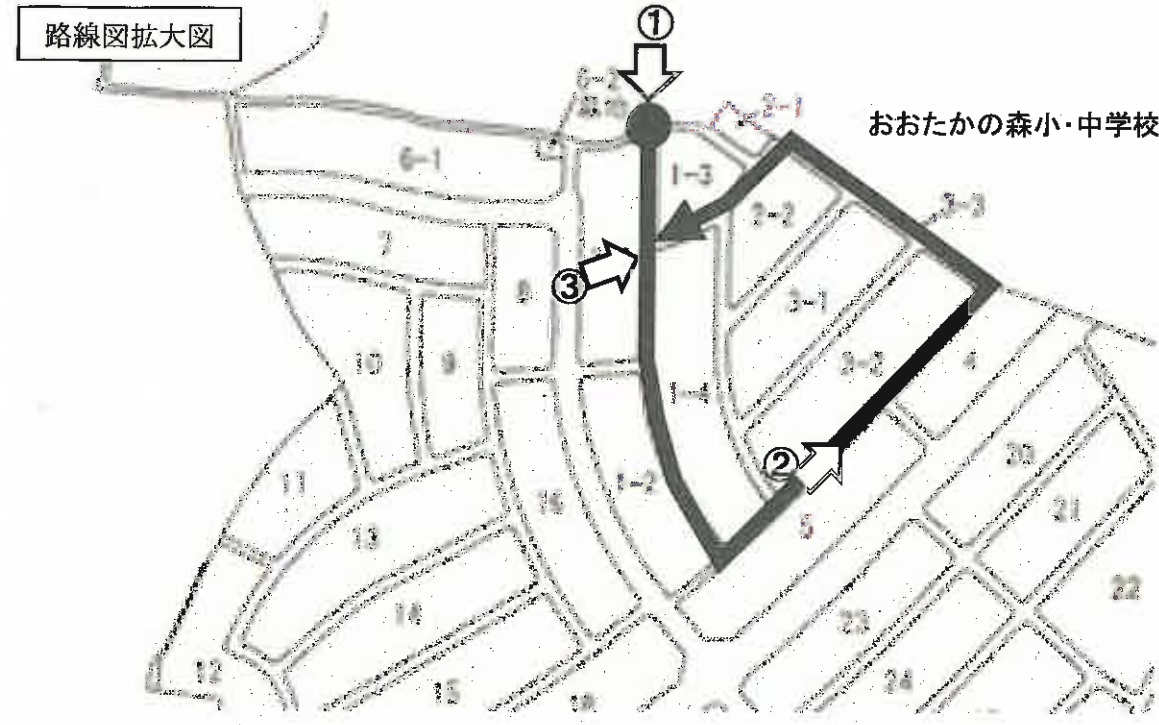
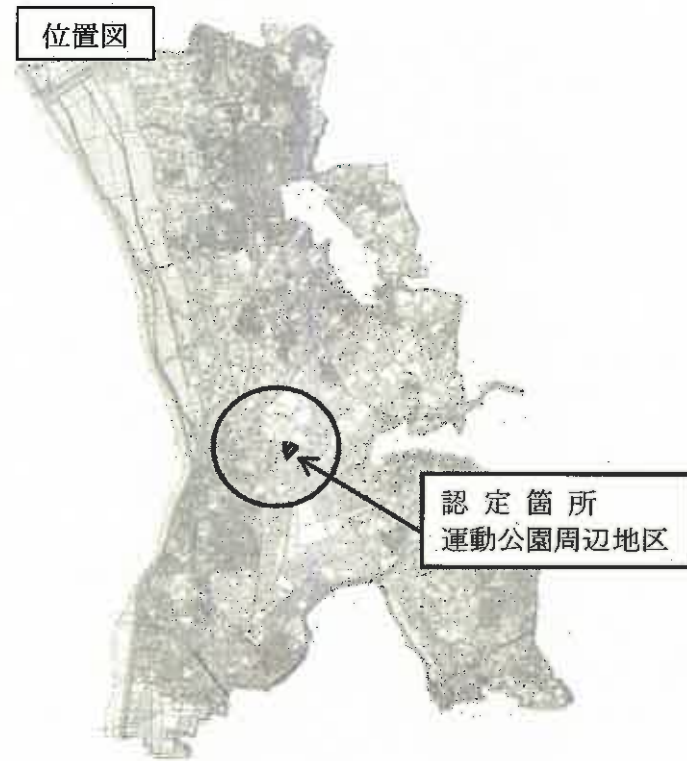
現況写真① (起点付近)



現況写真② (終点付近)



整理番号 47 市野谷区画131号線(40131号線) 路線延長: 610.10m 最小幅員: 6.00m 最大幅員: 6.04m



●起点 (三輪野山字八幡前816番2地先)
▼終点 (市野谷字宮後204番8地先)

写真撮影位置 →

現況写真① (起点付近)



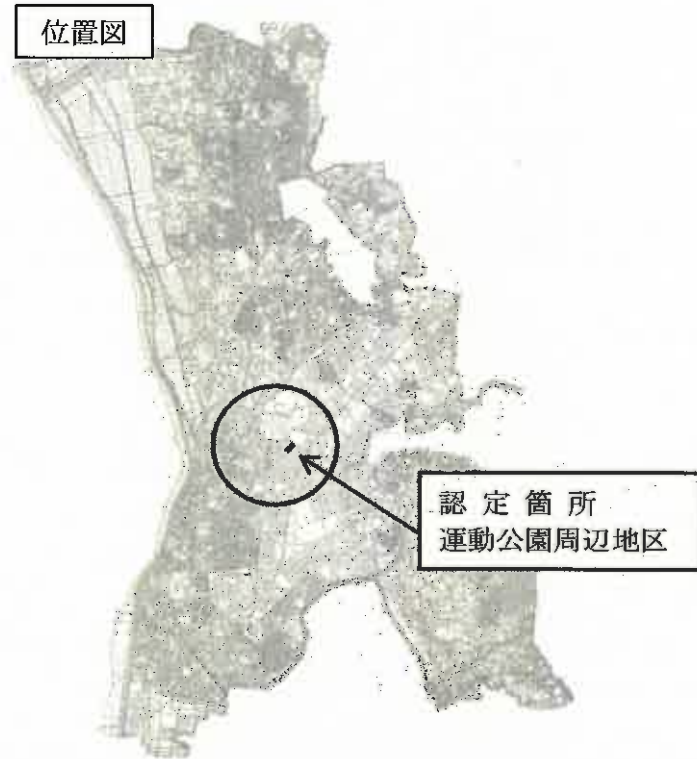
現況写真② (中間点)



現況写真③ (終点付近)



整理番号 50 市野谷区画134号線(40134号線) 路線延長:123.86m 最小幅員:6.00m 最大幅員:6.00m



●起点 (市野谷字宮後204番1地先)
▼終点 (市野谷字宮後205番2地先)

現況写真① (起点付近)



現況写真② (終点付近)



整理番号 55 市野谷14号自転車歩行者専用道路(40514号線) 路線延長: 29.97m 最小幅員: 4.00m 最大幅員: 4.01m



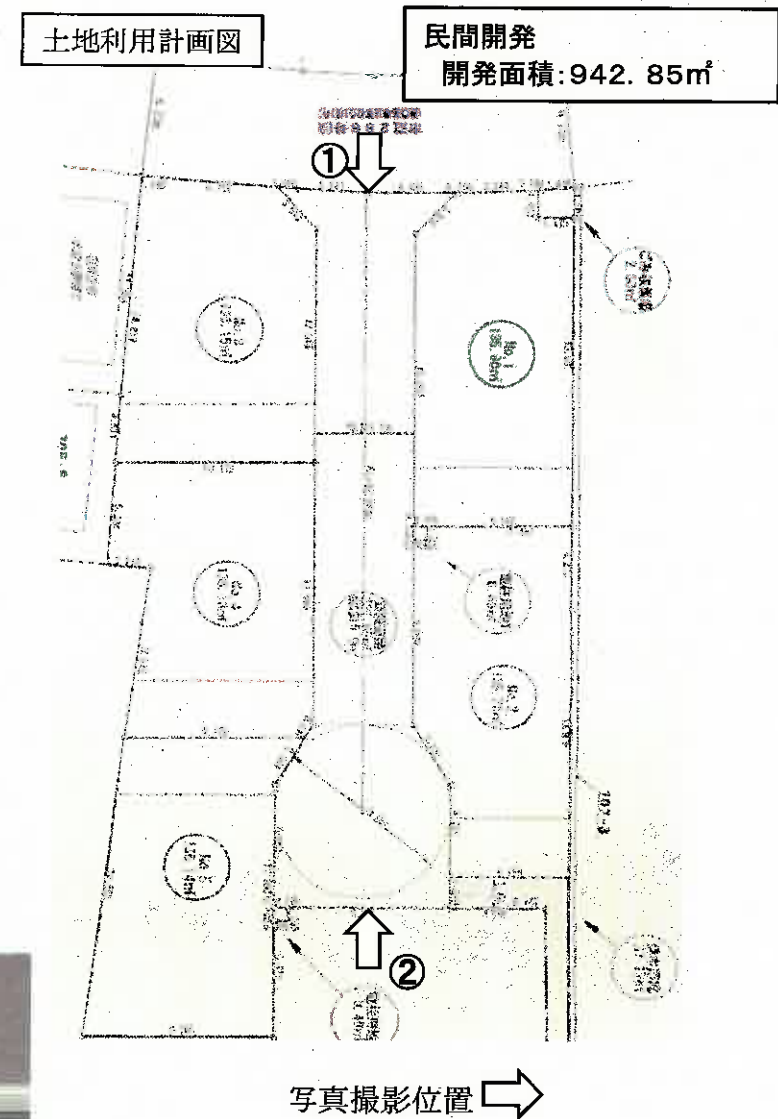
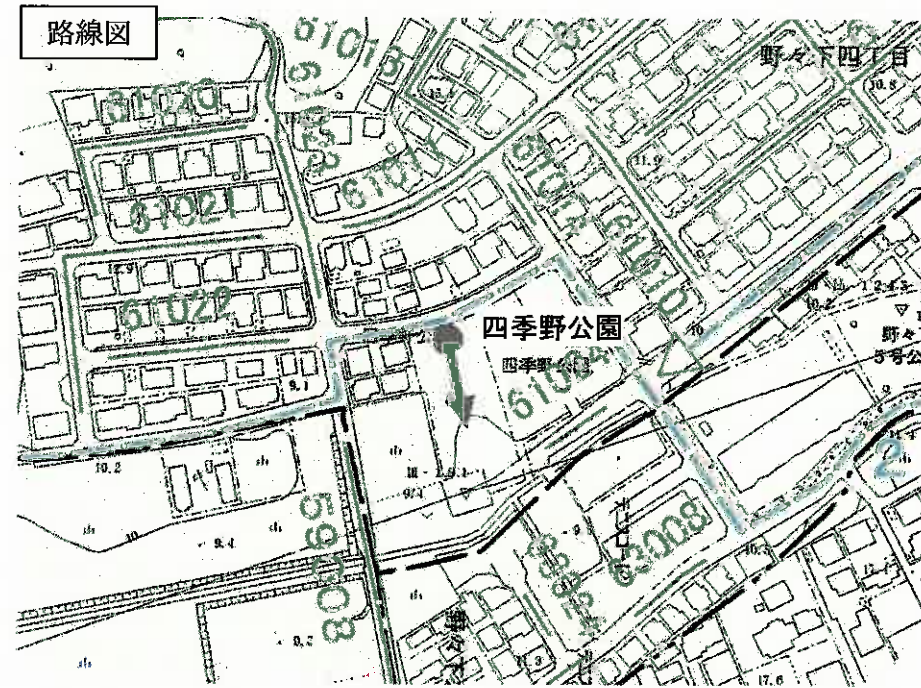
現況写真① (起点付近)



現況写真② (終点付近)



整理番号 58 野々下4丁目区画31号線(61031号線) 路線延長:37.07m 最小幅員:5.01m 最大幅員:9.01m



- 起点 (野々下4丁目705番13地先)
- ▼終点 (野々下4丁目707番2地先)

現況写真① (起点付近)



現況写真② (終点付近)



整理番号59 松ヶ丘5丁目区画54号線(77054号線) 路線延長:142.13m 最小幅員:6.00m 最大幅員:6.01m



現況写真① (起点付近)



現況写真② (中間付近)



現況写真③ (終点付近)



整理番号 6.0 木区画50号線(80050号線) 路線延長:36.50m 最小幅員:10.00m 最大幅員:10.00m

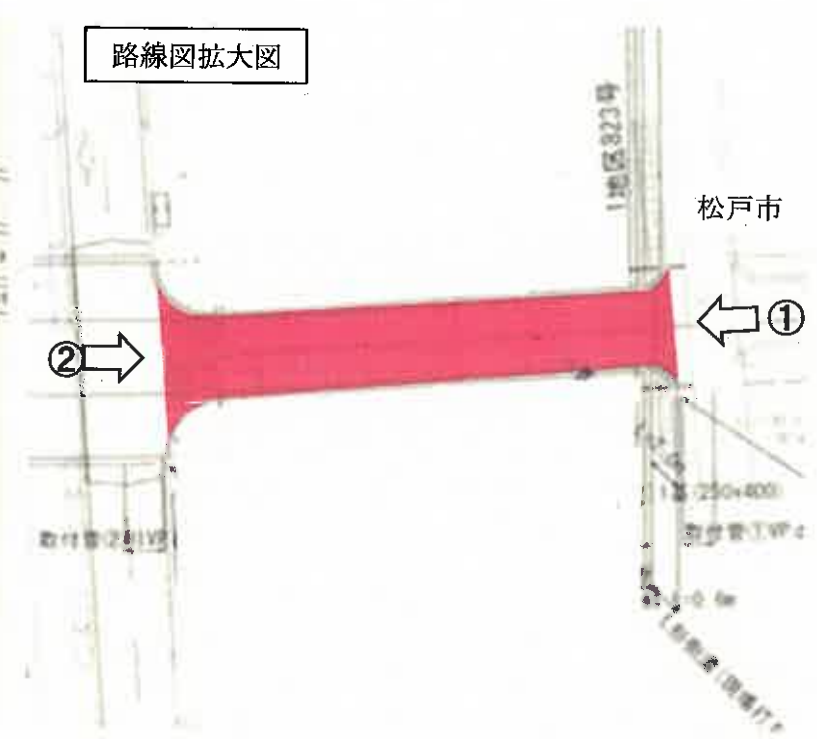


現況写真① (起点付近)



- 起点 (木字堀内293番地先)
- ▼終点 (木字堀内294番地先)

現況写真② (終点付近)



写真撮影位置

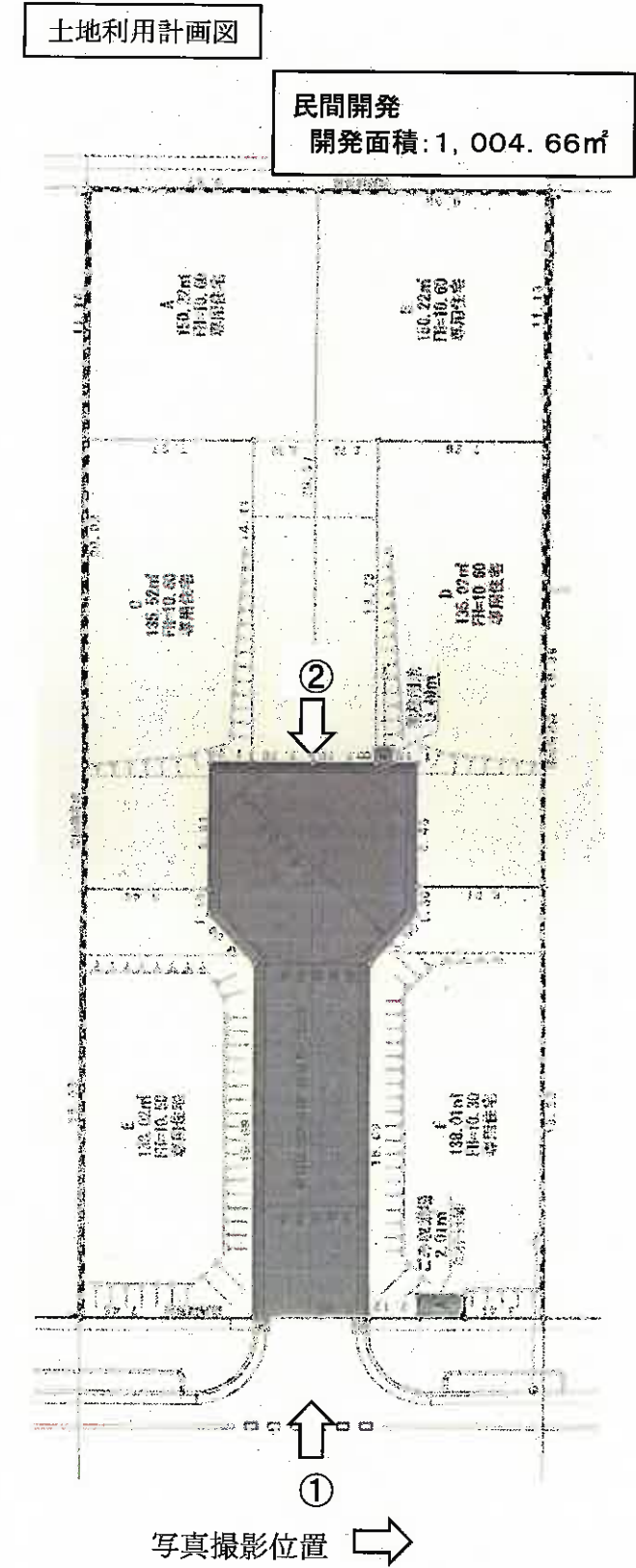
整理番号 61 鰯ヶ崎区画106号線(81106号線) 路線延長:24.70m 最小幅員:5.00m 最大幅員:9.01m



現況写真① (起点付近)

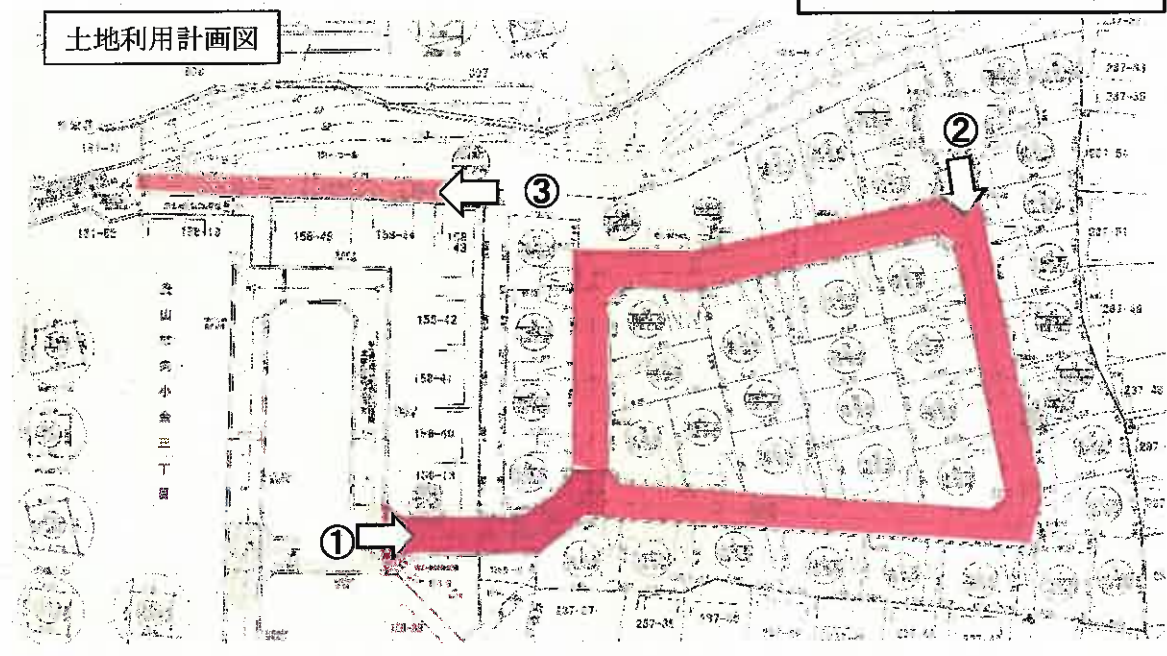
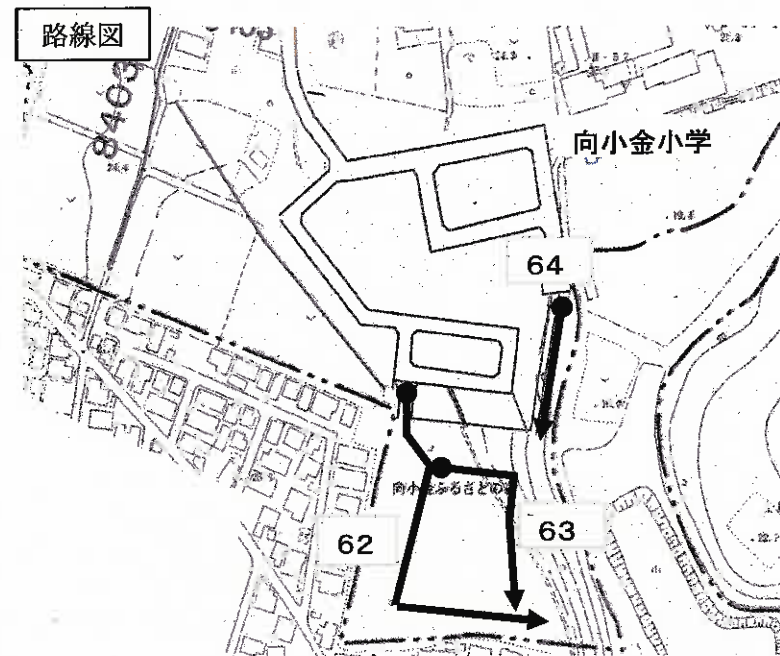


現況写真② (終点付近)



整理番号	62番	向小金区画85号線(84085号線)	路線延長	179.34m	最小幅員	6.00m	最大幅員	9.01m
	63番	向小金区画86号線(84086号線)	路線延長	94.47m	最小幅員	6.00m	最大幅員	6.00m
	64番	向小金4号歩行者専用道路(84504号線)	路線延長	56.06m	最小幅員	3.00m	最大幅員	3.00m

民間開発
開発面積:8,243.98㎡



写真撮影位置 →

- 整理番号 62 ●起点(向小金3丁目158番5地先) ▼終点(向小金3丁目151番71地先)
- 整理番号 63 ●起点(向小金3丁目151番79地先) ▼終点(向小金3丁目151番72地先)
- 整理番号 64 ●起点(向小金3丁目158番3地先) ▼終点(向小金3丁目156番1地先)

現況写真①(84085号線起点付近)



現況写真②(84086号線終点付近)



現況写真③(84504号線終点)

